

官報

号外

平成九年三月二十一日

○第百四十回参議院會議録第十一号

平成九年三月二十一日(金曜日)

午後零時四分開議

○議事日程 第十一号

平成九年三月二十一日

正午開議

第一 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地方公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、児童福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、児童福祉法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号

議事日程追加の件 児童福祉法等の一部を改正する法律案

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。小泉厚生大臣。

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

児童福祉法は戦後間もない昭和二十二年に制定されましたが、近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下、児童虐待の増加など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。しかしながら、児童家庭福祉制度は、発足以来その基本的枠組みは変わっており、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑多様化に適切に対応することが困難になってきているなど、今日、制度と実態のそりが顕著になってきております。

今回の改正は、こうした変化等を踏まえ、児童の福祉を増進するため、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な成長と自立を支援するため、児童家庭福祉制度を再構築するものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申

申し上げます。

第一は、児童保育施策等の見直しであります。

まず、保育所について、市町村の措置による入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改めるとともに、保育料の負担方式について、現行の負担能力に応じた方式を、保育に要する費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式に改めることとしております。

次に、保育所は、地域の住民に対し、その保育に関する情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に關する相談、助言を行うよう努めなければならぬこととしております。

また、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業として制度化し、その普及を図ることとしております。

第二は、児童の自立支援施策の充実であります。

まず、教護院について、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童も入所の対象とし、児童の自立を支援することを目的とする施設に改め、児童自立支援施設に改称するとともに、養護施設の目的として児童の自立支援を図ることを明確化し、児童養護施設に改称するなど、児童福祉施設の目的及び名称の見直しを図ることとしております。

次に、地域の相談支援体制を強化する観点から、保護を要する児童やその家庭に関する相談援助や指導、児童相談所等の関係機関との連絡調整を総合的に行うことを目的とする施設として児童

家庭支援センターを創設することとしております。

また、児童相談所が施設入所措置等を行うに当たって、その専門性や客観性の向上等を図るため都道府県児童福祉審議会の意見を聞くこととするなど、児童の意向等を聴取することとしております。

第三は、母子家庭施策の強化であります。

母子家庭の自立の促進や雇用の促進を図るため、母子寮について、入所者の自立の促進のための生活の支援をその目的に加え、母子生活支援施設に改称するなどの改正を行うこととしております。

このほか、保育所の広域入所等を促進するため、地方公共団体が連絡調整を図るべきこと、また、児童福祉関係者が連携しつつ、地域の実情に応じて積極的に児童や家庭の支援を図るべきこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成十年四月一日としております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山本保君。

(山本保君登壇、拍手)

○山本保君 私は、平成会を代表して、ただいま提案理由説明のありました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、総理大臣を初め関係の大臣に質問をいたします。

児童福祉法が制定され五十年たった今、子供や家庭を取り巻く環境は子供の健全な育成には決し

て望ましいものとは言えません。

憲法二十五条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」、このミニマムの規定をもとに発展してきた我が国の福祉行政は、殊に児童福祉に關しては、子供たちが健康な体と精神を持ち、心豊かに安心して生きていく権利、また、子供が生きがいを持って生きていく、より高い権利の追求に質的に変わってきております。

我が国も批准した児童の権利条約には、児童の最大限、マキシマムの発達保障、最高、ハイエスタの水準の健康享受、そして児童の諸能力を最大限、フルエスタの可能性まで発達させる教育と、子供の権利の内実が最上級の表現で明記されております。

児童福祉は、このように、欠けている部分を補助、代替するウエルフェアから、よりよい生活の追求と保障を意味するウエルビーイングへと質的な転換を図りつつあります。

一方、教育に關して言えば、教育基本法には、人格の完成と国家社会の形成者という教育の二つの目的が示されています。これは、児童福祉法で児童自身の健全な発達を目標として国や地方が責任を持つと定められている考え方は明確な違いが存在しております。この違いは、例えば障害を持つ子供の育成は、人材形成というこの面から言えば後回しにされがちなことなどに如実にあらわれてくるのであります。

以上申し上げました福祉観の変化と、教育と福祉それぞれの特徴を踏まえ、総理大臣は、児童福祉のあるべき姿と、また、教育改革のねらいをどう考えておられるのか、最初にお伺いいたします。

次に、平成元年、いわゆる一・五七ショックと言われ、合計特殊出生率の低下が社会的問題となりました。このため、政府は、子育てに対する社会的支援のための少子化対策を進め、平成六年度からはエンゼルプランを実施しております。それにもかかわらず、平成七年には出生率が一・四二にまで下がっており、施策の効果があらわれていないのであります。高齢化への対応策としては医療や介護制度の大改革が予定されていますが、これと比較して子供の少子化対策は不十分かつ副次的なものと感じざるを得ないのであります。

私は、子育て支援基本法の準備を進めております。結婚や子育ての意欲のある人や子育てを行っている人が、安心して、また、喜びを持って出産、育児ができるような国を挙げての支援策が求められているのであります。この施策は、厚生省のみならず、教育、労働、住宅などにかかわる総合的な少子化対策であり、それを裏打ちする予算の確保が必要であります。

橋本総理大臣、総合的な少子化対策に政府を挙げての積極的な取り組みを図るべきだと考えますが、所感を伺います。

次に、保育所制度についてお聞きいたします。

以前から、幼稚園、保育園を一元化すべきだという幼保一元化論が存在していました。しかし、現実には、横軸には子育て支援、幼児教育、女性の就労支援の三つの異なる目的があり、また、縦軸には施設入所、在宅サービス給付、相談と情報の提供、時間と金銭の給付のこの四つの手法が組み合わさることであります。十二種類のサービスが存在していることであります。さらに、これらは営利、民間非営利、公立等の各事業主体によって提供さ

れております。

これらの多様なサービスを、家で子育てをするお母さんにも、幼稚園や保育施設を利用する保護者にも、また、ベビーシッターを雇う人にも、だれでもが自由に公平に選択して利用できるような幼保多元的な行政を確保すべきだと私は主張いたしております。

その観点から、まず厚生大臣にお聞きいたします。

中央児童福祉審議会の報告では、保育に欠ける乳幼児に対して「保育所以外の保育施設、ベビーシッター、家庭的保育（保育ママ）、子育てサークルなどについても、サービス内容の質に留意しつつ、地域の保育資源として位置付け、その活用が図られるようにすべきである」と提言されております。こうした保育所以外のニーズは極めて高く、早急に法的な整備を図るべきだと考えますが、今回の法改正ではそのことに何ら触れられていないのであります。その理由をお聞きしたい。

これと関連して、総理にお聞きします。

政府の地方分権委員会第一次勧告でも、幼稚園と保育所の連携強化が求められ、また、総理御自身が進めようとしておられる教育改革プログラムにおいては、幼稚園、保育所等のあり方を検討すると伺っておりますので、その基本的な考え方を示していただきたい。

また、労働大臣には、育児休業制度の拡大と給付の充実について御所見をお聞きいたします。

次に、保育所や個別の保育サービスを利用者が自由に選択できるように改めることは、保護者の多様なニーズにこたえる上で必要であると考えております。これまで保育所の入所は、保育に欠け

る児童を行政が処分として保育所に措置する。こうした措置制度は時代おくれであり、国民のニーズにこたえる行政サービスを市町村が責任を持って実施することは当然のあり方でありましょう。

しかし、こうした権力的な措置から自由な選択の制度に改めることは、一般論としては理解できますけれども、本当に保育のサービスが向上し、子供たちや保護者の生活にプラスになるのかどうかを心配している方々もおられます。例えば、保育所の順番待ちの解消、大都市周辺部などの保育所不足などは解消されるのでしょうか。厚生大臣に見解をお聞きします。

また、措置という権力的行為をなくすことは、ひいては公的補助を後退させ、それが保育料の保護者負担の増大という形ではね返ってくるのではないかと懸念が強くあります。このようなことは杞憂である、国の財政責任の後退はあり得ないという厚生大臣の積極的な御答弁をお願いいたします。

次に、その他の児童福祉施設についてお伺いいたします。

私は、一昨年十月、厚生委員会、児童福祉法が実態にそぐわず、子供の福祉をむしろ阻害している事実を挙げ、改正すべきであると指摘いたしました。

特に、我が国の児童福祉の幕あけとして、明治三十三年、西暦一九〇〇年につくられた感化院、現在の救護院は、スイスの教育の実践家ベスタロッツの理念をもとに、子供の問題行動はよくない家庭環境と実社会に出るところでの失敗によるものであると考えまして、まず安定した家庭の愛情を与え、具体的な社会的自立の訓練や教育を行

う施設としてつくられたものであります。

ところが、この百年を経ましていつしか社会的なステイグマを与えられてきておりますので、この名称や機能を改めるよう提案してきたわけでありましても、今回、改正案で「児童自立支援施設」と改まり、さらにアフターケアの事業も新設されたことは評価できるのであります。

しかし、条文には、「不良行為をなし、又はなすおそれのある」と、明治時代からの言葉がそのまま残っております。何か悪いことをした子供を罰則的に入れる施設である、少年院よりも幾らか軽い子供を入れるところであろうというようなイメージが払拭されていらないのではないのでしょうか。まことに残念であります。

さて、これらの施設に少年法による保護処分決定を受けた児童の住所規定が今回明文化されております。これはややもすると、少年法が定める「罪を犯した少年」と、家庭環境などの理由により入ってくる子供とのいわば二つの類型の子供を人所させ、取り扱いも別のものであるとの誤解を招き、施設運営に混乱をもたらすおそれがあります。

厚生大臣、このような不安を与えないため、児童自立支援施設におけるサービス内容や、親や家族への支援の具体的な考え方について御所見を求めらるものであります。

さらに、これまでこの施設に入所した子供は学校教育法の対象から外され、高校進学や就職にも悪影響を受けております。この特別な制度は実は昭和八年につくられており、当時としては、学校から疎外された子供に実質的な教育を与えるという恩恵的な措置であったのですが、六十年以上

たった現在、逆に子供たちを差別する原因となっているのであります。今回の改正により、これが改められ、他の児童福祉施設と同じになったことは、ようやく関係者の願いを受けとめたものと高く評価いたします。

そこで、文部大臣にお聞きいたしますが、これまで児童福祉法の条文を根拠にこれらの児童を就学猶予・免除の対象としていたことを当然改めて、こうした子供への学校教育の充実に努力されるものと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、登校拒否、不登校の問題が中学校などで大きな課題となっております。この子供たちに最も適した専門治療施設として情緒障害児短期治療施設がございます。ところが、この施設は、現行法では十二歳未満の児童を対象としており、現状に合わなくなっております。私もこれまで改正を要求しておりましたところ、年齢制限が撤廃されたことは適切な対応であると思っております。

そこで、対象児童の拡大に伴い、施設や運営の基準、運営費等の改善が必要であると考えておりますが、厚生省はどう対応されるのか、厚生大臣にお聞きいたします。

次に、いわゆる学童保育についてであります。「いわゆる」といいますのは、幼児を対象とする保育という言葉をこの場合使いますのは適切ではなく、混乱をもたらすおそれがあるからですが、

さて、これまで厚生省は、予算補助により放課後児童対策として地域の児童クラブ事業に補助してきました。それが今回、放課後児童健全育成事業として明文化されました。このことは、児童館を含め、放課後の子供たちの遊びと生活の支援を

総合的に展開することを厚生省として宣言したものと私は受けとめております。

この事業は、子育てと女性の就労の両立を支援し、また、放課後の子供の健全育成を図る上で重要なものですから、ハード、ソフト両面にわたる充実が必要だと思いますが、厚生大臣の御所見をお聞きします。

ここで、私は、約百六十年前、ドイツの教育の実践家として著名なフレイベルについて触れたいと思えます。彼は、子供の遊びの意義を認め、遊びと生活の場としての幼稚園、キンダーガルテンを世界に広めたことで知られております。この理念が小学校にも取り入れられて、当時、強い兵隊や労働者をつくるための訓練の場であった冷たい学校の中に、砂場や遊具などが導入されて現在の小学校のスタイルをつくり出したのであります。

私は、これをさらに進め、今こそ都市化社会の中で子供たちが楽しく生活する場として学校を再生することは極めて大事な視点ではないかと訴えたいのであります。練兵場をモデルとした運動場や画一的な教育スタイルはもう時代おくれであります。この意味から、児童クラブの拠点として、空き教室があるから使わせてあげようという消極的な対応ではなく、小学校のより一層の活用をお願いしたい。文部大臣の御所見を伺います。

ところで、中央児童福祉審議会の中間報告にありました里親制度や児童扶養手当制度については法改正が見送られておりますが、その理由についてお伺いをし、今後、積極的な対応をお願いいたします。

最後に、子供の福祉を充実させるという改正の

目的を達成し得るかどうかは、それに従事する方々が自信を持って働くことのできるような社会的ステータスを持った労働条件などが整備されることが最も重要であると考えます。

中でも専門性の確立が求められます。優秀かつ子供への愛情あふれる人材が人生をかけた仕事として携わっていただける大学院程度の高度な専門性と、一方、ボランティアの方々も気軽に参加していただけるという一貫的、総合的な専門職体系として職員の養成や処遇を整備する必要があります。このことによってこそ各施設運営が効率的、弾力的に行われるのであります。現状は、施設ごとに職員資格が変わったり、専門資質を必要としないものも多く、早急に検討すべきですが、改正項目には含まれておりません。厚生大臣はどのように取り組まれるのかお伺いをいたします、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 山本議員にお答えを申し上げます。

まず、児童福祉の理念についてのお尋ねがありました。

これは申し上げるまでもなく、児童が心身ともに健やかに生まれて、一人一人が個性豊かで、たくましく、思いやりのある人間として成長し、自立した社会人として生きていくことができるよう児童の保護者とともに社会全体で支援していくことが児童福祉の基本理念である、そのように決まっております。

また、教育基本法についてお尋ねがございました。

これは御承知のように、教育について、人格の

完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならないこと、こうしたことを掲げますとともに、すべての国民がひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない旨を掲げております。

教育改革を進めていくその上におきまして、当然ながらこの教育基本法の趣旨を踏まえながら、この国の将来を担う次の世代が国や地域の将来に高い志と国際的な視野を持って積極的にかわつていく世代となるよう育てていく、こうした視点が必要でありますし、一人一人の子供を大切にしながら、その個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくんできいくという視点を大切に教育改革を進めていきたいと思います。

殊に、答弁長くなつてはいかぬと言われましたけれども、一つ私が申し上げたいことは、私の父親は障害者でありました。そして、当時の学校教育制度の中で、まず高等学校に入学する資格が、軍事教練ができないという一点で阻まれておりました。その後この制度は直りました。そして自力で行動のできる者には少なくとも受験のチャンスが与えられるように変わり、それは大学にも適用されるようになりました。

そうしたことを振り返ってみますとき、私は、一人一人の子供たちの自分の夢に挑戦する機会、これが妨げられてはならない、この点は教育基本法においても児童福祉法においても大切な視点ではないかと思ひます。

次に、少子化対策について御意見がありました。この問題については、議員が指摘をされました。

ように、ただ単に教育あるいは労働分野、そうした幾つかの部分だけではなく、全体を束ねてさまざまな制度・慣習が存在をしている。そして、出生率向上のための政策の有効性につきましても、それぞれの視点からいろいろな議論が出されております。

政府としては、エンゼルプランを策定するなど、子育て支援施策というものを推進しています。が、少子化問題についてはさまざまな議論が提起されていることも踏まえながら、幅広く国民の議論を求め、真剣に取り組んでいきたいと思います。

最後に、幼稚園と保育所について、そのあり方についてのお尋ねがありました。

私は、元来、子供の生活というものを考えたときに、遊びの中に教育を取り入れている保育の姿というものが、家庭にかわる環境をつくる上で非常に大きな効果を持つ、そう考えてきた一人でございます。一方、幼児教育という視点から幼稚園が整備をされ、立派な役割を果たしてまいりました。私は、双方の機能が将来にわたっても必要なものだと思ひます。そして、議員も指摘をされましたような多様な組み合わせの中から、保護者である親御さんあるいはそのお子さんのために最もふさわしい施設を選べるような、そうした状況をつくっていくことが何よりも必要ではないか、そのように思ひます。

そうした視点から、従来、私は、幼保一元化という議論を必ずしも好んではおりませんでした。そして、一つは、これから先、それぞれの地域社会にどちらが合っているのか、その地域の実情に応じて双方の施設の共用化等についても平成九年

度中に検討を進めて弾力的な運営が図られるようにしていきたい、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 山本議員の御質問は、長年児童福祉を専門に扱い、取り組んでこられた見識を踏まえた御質問で、多岐にわたっておりますので若干時間を要しますが、御了承いただきまして、順次お答えさせていただきますと思います。

今回の改正で、認可保育所以外の保育サービスがないということはどう思うかということですが、認可保育所以外の保育サービスについては、認可保育所では、弾力化することによりサービスの質の確保等、保育需要の多様化にこたえていくことがまず必要であること、ベビーシッター等の保育サービスについては、地域の実情に応じてさまざまな形態で行われており、一律の法的規制を設けることは必ずしも適当ではない、こうした理由から、今回の改正では法的に位置づけなかったものであります。

また、国民の保育需要に対応した保育所制度についてのお尋ねですが、今回の改正では、選択できる仕組みに改めることなど、子供や保護者の立場に立ったものとするとしており、これとあわせ、種々の工夫を図りつつ、緊急保育対策等五カ年事業を着実に実施することにより、待機児童の解消など、国民の保育需要にこたえるよう努めてまいりたいと考えております。

保育所の公費負担についてのお尋ねですが、今

回の改正においても、保育所の運営費を国庫が負担金として助成する仕組みは維持することとしております。公費負担については後退することがないよう努力したいと考えております。

児童自立支援施設におけるサービス内容や家族支援についてですが、少年法の保護処分を受けた児童についても、児童福祉法に基づく措置により入所するものであり、他の児童と同様、児童福祉の観点から、個々の児童の態様に応じた生活指導など必要なサービスを提供するとともに、家庭との調整など児童の自立に向けた支援を行ってまいりたいと思ひます。

それと、情緒障害児短期治療施設については、今回の改正により、その入所児童について「おおむね十二歳未満」という年齢要件を撤廃いたしました。これに伴う施設整備等の改善については、今後、中央児童福祉審議会において御検討いただきまして、その結論を踏まえて適切に対処していきたいと思ひます。

また、放課後児童健全育成事業についてですが、今回この事業を法制化することにより、一層の普及を図りたいと考えております。このため、本事業を行う児童館の整備に努めるとともに、いろいろな工夫を図りながら、緊急保育対策等五カ年事業を踏まえ、その推進をしていきたいと思ひます。

それから、里親制度と児童扶養手当制度についてのお尋ねですが、里親制度については、現行制度の運用の見直しにより対応することとし、その運用の実態等を踏まえつつ、制度のあり方についても検討していきたいと考えております。

また、児童扶養手当制度については、法案提出

に至る過程においていろいろ問題が出てまいりました。民法上の扶養責任との調整について議論がなかなかまとまらず、もう少し時間を要するのではないかと。また、制度改正についてはいろんな御意見がありますから、その御意見を聞きながら、今後検討していきたいと考えております。

最後に、児童福祉に従事する人々の専門性の確保や資質の向上については、児童福祉の向上を図る上で、人というのは大変大事であります。この人材をどうやって確保し、また、水準を上げていくか。従来から、段階に応じた研修等により児童福祉従事者の資質の向上、処遇の充実等に努めてまいりましたけれども、今後とも中央児童福祉審議会の報告を踏まえつつ、必要な人材の育成のため努力をしていきたいと思っております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣岡野裕君登壇、拍手)

○国務大臣(岡野裕君) 育児休業についてお答えをいたします。

先生、現行育児休業制度は、去る平成七年四月発足をいたしました二カ年を経過いたしました。その実態であります。実は、育児休業がとれるという男女労働者の中で現実にとっております者、一〇・四％ということに相なっております。また、男女のうちでとっておる者の中、九九・八％が女性だと、こう相なっております。したがって、まだ周知が行き届かないのではないかと。この周知に努めたい。加えて、これがとれるような環境をつくってまいらなければならない、こう考えているところであります。

なお、育児休業の給付率のアップ、先生は充実とおっしゃいましたが、これをつかまえますと、実は失業給付との均衡がございますので、現行の給付率をもって適当ではないか、かように存じているところであります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣小杉隆君登壇、拍手)

○国務大臣(小杉隆君) 山本議員から、文部大臣に一点質問がありました。

まず、児童自立支援施設入所児童に対する就学義務の扱い及び学校教育についてのお尋ねであります。従来、教護院入所児童については、学校教育法三十三条に基づきまして、原則として一律に就学義務の猶予・免除の扱いとしてまいりました。これらの児童については、児童福祉法第四十八条二項、三項、四項に基づき、教護院内において学校教育に準ずる教育が行われてきたところであります。

今回の改正で、教護院は、名称を児童自立支援施設と改めるとともに、児童福祉法第四十八条二項、三項、四項を削除して学校教育に準ずる教育を行わないこととし、施設の長には入所児童を就学させる義務が課されることとなるものと承知しております。このことに伴い、入所児童に関する就学義務については、従来のように、当該施設に入所していることをもって一律に猶予・免除の扱いとはならなくなるのであります。

児童自立支援施設の入所児童が学校教育を受けることとなる場合においては、その教育が適切に行われるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童健全育成事業に学校施設の積極的活用を行うべき点のお尋ねであります。文部省では、児童生徒の減少により都市部を中心に生じた余剰教室を学校教育以外の用途にも積極的に活用していくよう市町村などに対し指導するとともに、財産処分の手続の簡素化を進めてまいりました。それにより、余剰教室等の学校施設がいわゆる児童保育施設へも既に相当数転用されておりますが、今後とも余剰教室等が放課後児童健全育成事業を含め生涯学習や福祉など地域のニーズに即しより一層積極的に活用されますよう、厚生省とも連携しつつ努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 三重野栄子君。

(三重野栄子君登壇、拍手)

○三重野栄子君 私、社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案につき、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず、児童家庭福祉制度再構築の観点でございます。今回の改正は、実に五十年ぶりであり、子どもの権利条約批准後の国内法整備という大きな意味を持つものであります。

児童福祉法は戦後間もない昭和二十二年に制定されましたが、近年では、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下、児童の虐待の増加など、子供や家庭を取り巻く環境が保育需要を含めまして児童をめぐる問題を

を複雑多様化し、法発足以来の枠組みのままでは適切に対応することが難しく、制度と実態のそごが顕著になっております。

こうした変化に対応して、子供の福祉を増進し、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う子供の健全な成長と自立支援が要請されております。

したがって、私は、今回の法改正が、子どもの権利条約の理念が十分に生かされ、子供の権利を尊重し、福祉を重視した親子のあり方や子供の育つ地域社会の実現という観点に立った二十一世紀にふさわしい改革を望むものであります。

特に、本法律案が、子どもの権利条約とあわせて、既に批准された女性差別撤廃条約、ILO百五十六号条約の求めている理念が生かされたものであつてこそ二十一世紀を直前にした児童福祉制度の再構築への道だと考えますが、この点について、総理大臣並びに厚生大臣の御所見をお伺いたします。

次に、地域・社会全体で子育てを支援するという観点でございます。

中央児童福祉審議会の答申は、児童保育施設、要保護児童施策、母子家庭施策を見直し検討するに当たって、子どもの権利に関する条約の理念を踏まえ、二十一世紀の少子・高齢社会を担う子供たちの健全育成を図るため、地域・社会全体で支援するという観点に立つことの必要性を述べています。現在、政府は、少子化への対応として平成七年度からエンゼルプラン及び緊急保育対策五カ年事業を策定、実施中ですが、子育てに対

する社会支援がようやく始まったと評価しているところであります。

しかしながら、今回の改正において、現行の児童福祉法が保育の対象児童について、保育に欠ける子と、そのままにしていますが、子どもの権利条約の理念からすれば、当然、保育を必要とする子と改めていくべきでありましょう。

私は、児童家庭施策の基本理念は、権利主体としての子供を位置づける、すなわち児童家庭施策を推進し個別の援助を進めるに当たっては、最大限、子供自身の意見をも反映する努力が必要であり、さらに自己の意見を表明する力の弱い子供たちについても、そのニーズに沿った児童の最善の利益にかなうサービス提供がなされる体制を整備すべきであると考えます。

子供の権利保障、児童の最善の利益という言葉は、既に厚生省の子育て支援策ではたびたび使用され、市民権を得たと見られます。中間報告でも、子供の最善の利益を保障することを精神とする理念が明示されて使用されているところであります。

例えば、深夜労働、職住分離による遠隔地通勤や単身赴任、離婚、死別等々につきましても、これらは家庭の事情のみでなく社会的要求からも生ずるものであります。したがって、児童家庭施策は、行政改革、財政改革の一環とする統廃合や財政支出の一律削減というような物差しであってはならないし、親の責任とともに、国や地方自治体の公費負担による支援は免れることができないと考えます。

中央児童福祉審議会もまた、「二十一世紀の日本の社会は現在の子どもたちが支えていくものであり、次代の社会の担い手を育てる子育てについても社会全体で支援していくべきである」ということを、国民合意として、再確認することが必要である」と指摘いたしております。少子化及び子供を産み育てる環境に大きな影響を持つ保育に対する施策には、公費の大幅な拡充と、国、地方自治体の責任はますます求められているのであります。

私は、子どもの権利条約国内批准五周年に当たる一九九九年をめどに子供基本法の実現を願うものですが、子供たちに夢と希望が見える総理の御所見をお聞かせください。

加えて、戦後五十年間保育の重責を担ってこられた厚生大臣並びに自治大臣、及び男女の多様化する労働実態から労働大臣の御意見もお願い申し上げます。

最後に、法案審議に対する要望であります。

本法案は、子どもの権利条約の具体化など七項目について述べておりますし、先ほども細かく説明がございましたけれども、その各項について前進面として評価できる点もありますけれども、我が党としては、まだまだ随所に討議と改革が必要であると考えます。

幸い、今回の児童福祉法改正に関する自民、社民、さきがけによる与党プロジェクトチームが設定され、さらに本法案提出に当たり、「子育て支援に対する国民の共通認識を得るよう努力し、早急に少子化対策の確立、エンゼルプランの拡充を

図る。また、公費についても積極的に対応するよう検討することや、平成十年度予算編成における配慮及び引き続きの検討事項等も含めた三党合意がなされております。

このプロジェクト並びに三党確認事項が法案審議に当たりまして尊重されることを要望し、総理並びに厚生大臣に所見を求めます。

なお、本法案のうち、教護院の名称、機能の変更改正がマスコミに取り上げられ、先ほども文部大臣からのお話もございましたけれども、保護者、教師など、そしてまた、広範な人々がこのことによって心配をいたしております。心配の内容については既にお通知しておりますから、この件についての文部大臣の御意見をいただいて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 三重野議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、児童の権利条約などを踏まえ、児童家庭福祉制度を再構築すべきであるという御意見でありました。

今回の改正におきましては、議員よく御承知のように、児童の権利条約の趣旨を具体化するため、保護者が希望される保育所を選択できる制度、こうしたことを初めとして、この条約の趣旨を踏まえた改正を行っております。今後とも、こうした条約の趣旨がより具体化されるように児童家庭福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、中央児童福祉審議会の提言についての意見を求められました。

これは次代を担う子供に対し地域・社会の支援策をどうするか、こうしたお尋ねであります。二十一世紀を担う児童が個性豊かに、また、たくましく、思いやりのある人間として成長するように保護者とともに社会全体が支援していくことは、最優先で取り組むべき事項の一つだと思えます。こうした認識に立って、児童福祉法の理念にのっとりた保育などの子育て支援について、引き続き社会全体で制度、費用負担の両面から支援してまいりたいと考えております。

最後に、与党プロジェクト並びに三党確認事項についての尊重を求められました。

今回の法案の提出に当たって与党三党の合意がなされました。この合意は、少子化対策の確立を初めとして、保育料、延長保育などについて三党間で確認をされたものであります。政府としては、平成十年度予算などにおきましても、その趣旨を踏まえ検討してまいりたいと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 三重野議員に対しての答えですが、総理にすべて答弁していただいていたので、私も全く同じでありますので、省略させていただきます。(拍手)

(国務大臣白川勝彦君登壇、拍手)

○国務大臣(白川勝彦君) 三重野議員にお答え申し上げます。

保育対策についてのお尋ねですが、自治省といったしましては、子供たちが健やかに育つ社会、だ

れもが安心して子供を産み、育て、働き続けられる社会の実現のため、緊急保育対策等五カ年事業の地方負担分及び関連する地方単独施策に対し所要の地方財政措置を講じ、その積極的な展開を支援してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣岡野裕吉登壇、拍手〕

○国務大臣(岡野裕吉) 労働省の関係につきましてお答えをいたします。

先生冒頭おっしゃいましたように、夫婦それぞれが職場を持つという風潮が一般化してまいりました。したがって、労働省といえまして、家庭生活と職場生活が両立をするようにというようなことを踏まえまして、例えば男女雇用機会均等法、時短促進法、育児休業法、あるいは労働基準法の中の勤務時間管理、労働契約のあり方をもう一遍検討するということになるいろいろな角度から先ほどの要請にこたえてまいりたい、こういう次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣小杉隆登壇、拍手〕

○国務大臣(小杉隆) 三重野議員からは、文部大臣に対して、今回の改正によって登校拒否児童にまでその対象を拡大されるのではないかと、この保護者や教師等の懸念についてのお尋ねだと思います。

今回の改正によって新たに児童自立支援施設の対象となる児童は、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」ということになっておりまして、必ずしも登校拒否児童は対象とされるものではないというふうに承知しております。

なお、登校拒否については、文部省として、学校がすべての児童生徒の心の居場所となり、一人一人が生きてきた学校生活を送ることができるよう努めたいと思っておりますし、学校が家庭や関係機関と密接に連携して対応していく必要があると考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 竹村泰子君。

〔竹村泰子君登壇、拍手〕

○竹村泰子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案に関し、総理及び厚生大臣にお尋ねをいたします。

本年は、児童福祉法制定五十年という節目の年に当たります。この半世紀の間に子供を取り巻く環境は大きな変貌を遂げました。さらに、近年の急激な少子化の進展や子どもの権利条約の批准によって、我が国の児童福祉は今、大きな転換期を迎えようとしております。特に、我が国が一九九四年に批准・発効した子どもの権利条約は、子供は権利の主体であるとの理念のもと、子供の最善の利益や子供の意見表明権の保障を規定しております。子供に関するこれからの政策立案に関しまして、この精神を取り込むことが重要な課題であることは論をまちません。

しかしながら、今回の改正案では、子どもの権利条約の基本理念は全く反映されておらず、五十年ぶりの抜本改革に期待した私たちの期待は、残念ながら裏切られたと言わざるを得ません。二十世紀初期、子どもの権利条約の基礎となった子どもの権利宣言の前文には、人類は子供に對

して最善のものを与える義務を負うとあります。政府が今回の改正の趣旨として児童家庭福祉制度の再構築をうたう以上、子どもの権利条約の精神に照らし、その総則、理念において子供の最善の利益及び子供の意見表明権を明記すべきではないかと思いますが、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、保育制度の見直しに関してであります。

今回の改正案によれば、現行の措置制度により保育所に入所する仕組みは、保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改められるものとされております。しかしながら、大都市圏では申請しても入所できない待機児が数多く存在し、しかもその六割以上をゼロ歳から二歳までの乳幼児が占めているのが現状であります。利用者の保育を受ける権利や選択権を確保するためには、低年齢児を中心とする受け入れ枠を抜本的に拡充するとともに、産休・育休明け保育を含む低年齢児保育の拡充に向けて定員を弾力的に増減できるような仕組みを導入する必要があると考えますが、厚生大臣の御見解を伺います。

同時に、現場の保育や乳幼児を抱える多くの父母たちからは、今回の制度改正によって市町村の公的責任が後退したり、公費負担が減らされたりするのではないかと、あるいは不当な競争原理によって保育の質が低下することはないのかといった不安の声が上がっております。保育に対する公的責任、公費負担の維持拡充について総理の明確な答弁を求めるとともに、最低基準の引き上げを初めとする保育の質の維持向上について、厚生大臣の答弁を求めます。

特に、延長保育に関しては、昨年十二月の中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告において、通常の開所時間内の保育サービス部分への公費の重点的投入が提言されていることから、延長保育の利用者負担が重くなるのではないかと不安が広がっております。延長保育事業に対する公的責任及び公費拡充について、厚生大臣の答弁を求めたいと思います。

さらに、今回の改正案では、保育の対象は依然として保育に欠ける場合に限られております。しかしながら、子供が保育に欠けるか否かの認定を市町村が行う限り、現行の措置制度が持つ欠陥は克服できないのではありませんか。子育てをめぐり環境が大きく変化し、密室育児や児童虐待が社会問題化している今、保育の対象を保育を必要とするすべての子供に広げる必要があると思っております。が、厚生大臣の御見解を伺います。

次に、子供の自立支援施策の充実という観点から、教護院に係る改正事項についてお伺いいたします。

入所率が四割に落ち込んでいる教護院の生き残り策ととれる改正であります。条文を読む限り、入所対象者の範囲が極めて不明確との感否めません。さらに教護院は、従来、強制的な行政処分による入所措置が基本であり、これを前提とした入所対象者の拡大には問題があると言わざるを得ません。この際、入所対象者及び手続などの明確化を図り、行政処分による入所対象者を限定する必要があると思っておりますが、厚生大臣の御見解を承りたいと存じます。

最後に、子育て支援策の総合的な取り組みに関してであります。

現在、我が国においては、急速な少子・高齢化が進んでおり、子育て支援のための社会全体の取り組みがますます重要性を増しております。我が民主党・新緑風会は、未来に責任を負う政党として、次代を担う子供たちの権利とその健全育成を保障するための総合的な対策を早急に講ずべきと考えます。同時に、この問題は、総理も提唱される社会保障制度改革においても重要なポイントであると考えます。

総理は、今後、少子化問題への総合的対応についてどのように取り組もうとお考えなのか、その具体的スケジュールをお示しいただきたいと思っております。

また、エンゼルプランにも盛り込まれた子育てコストへの社会的支援のあり方についての検討の目途について、厚生大臣にお尋ねしたいと思っております。

同時に、当面の課題はエンゼルプラン及び緊急保育対策等五カ年事業の着実な推進であります。しかしながら、現状を見る限り、早くもその達成に黄色信号が点滅しているとの懸念を持たざるを得ません。

総理も厚生大臣も、一人の父親としても子育てには大変に熱意のある方とお聞きしております。子どもの権利条約が批准されて三年たちますが、子供たちの周辺は変わったのでしょうか。受験地獄や体罰、いじめは依然として存在し、条約にある「子どもにかかわるすべての活動において子どもの最善の利益」が保障されているとは決して言

えません。締約国は働く親を持つ子供が利益を受ける権利を確保するためにあらゆる適当な措置をとるということにも今回の改正は逆行しているのではないのでしょうか。

エンゼルプラン及び緊急保育対策等五カ年事業の着実な推進と達成について総理並びに厚生大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 竹村議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の改正におきましては、児童の権利条約の趣旨をより具体化するために、保護者が希望される保育所を選択できる仕組みや、児童福祉施設への入所の際に児童の立場が尊重される仕組みの導入などを盛り込んでおりまして、私どもなりに努力をしております。児童福祉法の理念の見直しという点につきましては、引き続き検討すべき課題だと考えております。

次に、今回の改正におきまして、市町村に保育サービス提供義務を課すと同時に、市町村の支弁する運営費に對しましてその一部を国庫が負担し、公的責任を果たすことによりまして、公費負担については後退しないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、少子化問題についての総合的な対応というお尋ねがございました。

この問題にはさまざまな分野の制度や慣行などが関係しており、出生率向上のための施策の有効性につきましてもいろいろな考え方があることは御承知のとおりであります。政府としては、エン

ゼルプランを策定するなど子育て支援策を推進しておりますが、少子化問題についてはさまざまな考え方が存在することも踏まえて、人口問題審議会における審議を初め、幅広く議論を求めながら総合的に検討していきたいと考えております。

また、児童の権利条約批准後、子供たちの周辺の変化がどれだけのものがあるのか、こうしたお尋ねがありました。少子化の進行あるいは家庭や地域の子育て機能の低下などに対応し、エンゼルプランや緊急保育対策等五カ年事業など、子育てのしやすい環境の整備に努めてまいりました。

今回の法改正は、次代を担う児童の健全育成を支援するために制度を再構築するものでありまして、条約の趣旨にも沿ったものとして考えております。

また、エンゼルプラン及び緊急保育対策等五カ年事業の推進につきましては、さまざまな工夫を図ることにより、今後とも着実に推進してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(小泉純一郎君) 竹村議員にお答えします。

かなり多いのですが、総理の答弁とできるだけ重複を避けてお答えさせていただきますと思っております。

低年齢児等の受け入れについては、今回の改正により、利用者の多様な保育需要に柔軟に対応し得る保育制度とするともに、いろいろな工夫を図りつつ、緊急保育対策等五カ年事業を着実に実

施することにより、低年齢児の受入枠や産休・育休明け保育の拡大、これらのための定員の弾力化などに努めていきたいと考えます。

保育所の基準については、時代の要請にふさわしいあり方について、サービスの質を確保しつつ効率的なサービス提供が図られるよう、その弾力化も含め中央児童福祉審議会において御検討いただき、適切に対応していきたいと思っております。

延長保育事業については、その具体的な仕組みや費用負担のあり方について、中央児童福祉審議会における議論等も伺いながら、今後検討していきたいと思っております。

保育所の入所対象児を拡大することについては、保護者が保育できる児童に関する公費負担についてのあり方や幼稚園制度との関連などについて十分検討する必要があると思っております。現時点では困難であると考えております。

いわゆる密室育児などの問題については、保育所における子育て相談事業の充実などにより対応したいと考えております。

児童自立支援施設の入所の対象者や手続については、今回新たに対象となるのは、家庭における養育が適切に行われず、基本的な生活習慣が身につけていないなど、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童であります。児童相談所長が入所措置を行うに当たっては、都道府県児童福祉審議会の意見を聞くなど、客観的、専門的な見地から判断するとともに、親権者等の同意を得た上で適切に行うこととしております。

子育てへの社会的支援のあり方についてですが、例えば児童手当制度のあり方について

も、今いろいろな意見が出ております。今後、人口問題審議会等の場で幅広く国民的な御議論をしていただく中で合意形成を図っていく必要があると考えております。

エンゼルプラン及び緊急保育対策等五カ年事業の推進であります。今後とも着実な推進に努めていきたいと思っております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第三 地方公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長峰崎直樹君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(峰崎直樹君登壇、拍手)

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案は、平成九年度の固

定資産税の評価がえに伴い税負担の抑制及び負担水準の均衡化を図るとともに、平成六年度の税制改革に伴う市町村の税収補てんのため、個人住民税及び地方たばこ税の税率調整により、道府県から市町村へ税源移譲を行うほか、特別地方消費税の平成十二年度廃止等の所要の措置を講じようとするものであります。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成九年度分地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、後年度の法定加算額の特例を改めるほか、地方消費税収の未平年度化による影響額に対応するため、平成九年度限りの地方債の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、深刻化する地方財政の現状と健全化への展望、地方分権の推進に伴う地方税源の充実策、固定資産税における評価のあり方、地方交付税制度の抜本改革の必要性等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、両法律案に対し、平成会を代表して小林理事より反対、自由民主党及び社会民主党・護国連合を代表して関根理事より賛成、日本共産党を代表して有働委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案に対して、附帯決議が付されております。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案は、当分の間、地方公務員等の職員が職員団体の役員として専ら従事することができ期間の上限を五年から七年以下の範囲内で人事委員会規則または公平委員会規則で定める期間に延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長穂積良行君より趣旨説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

田村 公平君	栗原 君子君
小山 峰男君	魚住裕一郎君
渡辺 孝男君	末広真樹子君
山口 哲夫君	釘宮 磐君
福本 潤一君	山本 保君
椎名 素夫君	矢田部 理君
西川 玲子君	高野 博師君
江本 孟紀君	長谷川道郎君
平田 健二君	和田 洋子君
常田 享詳君	鈴木 正孝君
皆川 健二君	市川 一朗君
水島 裕君	岩瀬 良三君
小林 元君	石田 美栄君
山崎 順子君	都築 謙君
荒木 清寛君	浜四津敏子君
直嶋 正行君	寺澤 芳男君

統 訓弘君	武田 節子君
長谷川 清君	牛嶋 正君
泉 信也君	白浜 一良君
勝木 健司君	猪熊 重二君
星野 明市君	木暮 山人君
広中和歌子君	片上 公人君
及川 順郎君	石井 一二君
鶴岡 洋君	永野 茂門君
大森 礼子君	芦尾 長司君
上吉原一天君	大野つや子君
加藤 修一君	堂本 暁子君
岩永 浩美君	依田 智治君
益田 洋介君	林 久美子君
鈴木 政二君	田浦 直君
海野 義孝君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
小山 孝雄君	北岡 秀二君
龜谷 博昭君	釜本 邦茂君
風間 純君	横尾 和伸君
山下 栄一君	平野 貞夫君
二木 秀夫君	鴻池 祥肇君
石渡 清元君	鎌田 要人君
寺崎 昭久君	木庭健太郎君
足立 良平君	田村 秀昭君
松浦 孝治君	野沢 太三君
永田 良雄君	鈴木 貞敏君
平井 卓志君	林 寛子君
吉田 之久君	大久保直彦君
林田悠紀夫君	鈴木 省吾君
野村 五男君	西田 吉宏君

上野 公成君	岡 利定君
山本 一太君	三浦 一水君
松村 龍二君	保坂 三蔵君
平田 耕一君	林 芳正君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君
溝手 顕正君	山崎 正昭君
谷川 秀善君	狩野 安君
関根 則之君	尾辻 秀久君
矢野 哲朗君	松谷蒼一郎君
佐藤 静雄君	野間 起君
南野知恵子君	鹿熊 安正君
陣内 孝雄君	斎藤 文夫君
中曾根弘文君	石川 弘君
須藤良太郎君	片山虎之助君
清水嘉与子君	吉川 芳男君
竹山 裕君	青木 幹雄君
下稻葉耕吉君	上杉 光弘君
宮崎 秀樹君	久世 公堯君
香掛 哲男君	倉田 寛之君
高木 正明君	遠藤 要君
大木 浩君	村上 正邦君
坂野 重信君	井上 吉夫君
佐々木 満君	岩崎 純三君
井上 裕君	太田 豊秋君
笠原 潤一君	照屋 寛徳君
大脇 雅子君	上山 和人君
畑 恵君	馳 浩君
日下部禮代子君	谷本 鐵君
菅野 壽君	中島 眞人君
中原 爽君	長峯 基君

橋本 聖子君	大淵 絹子君
洲上 貞雄君	金田 勝年君
景山俊太郎君	海老原義彦君
岩井 國臣君	阿部 正俊君
横崎 泰昌君	成瀬 守重君
大島 慶久君	坪井 一字君
真島 一男君	佐藤 泰三君
河本 英典君	清水 達雄君
梶原 敬義君	小野 清子君
志村 哲良君	木宮 和彦君
浦田 勝君	石井 道子君
守住 有信君	真鍋 賢二君
青木 新次君	宮澤 弘君
嶋崎 均君	井上 孝君
板垣 正君	松浦 功君
大河原太一郎君	岡部 三郎君
田沢 智治君	志苦 裕君
国井 正幸君	齊藤 勲君
小川 勝也君	西川 深君
山下 芳生君	朝日 俊弘君
峰崎 直樹君	中尾 則幸君
島袋 宗康君	笠井 亮君
渡辺 四郎君	前川 忠夫君
今井 澄君	川橋 幸子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
山本 正和君	薬科 満治君
一井 淳治君	佐藤 道夫君
西山登紀子君	須藤美也子君
角田 義一君	三重野栄子君
千葉 景子君	竹村 泰子君

國務大臣

本岡 昭次君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	吉川 春子君
鈴木 和美君	小島 慶三君
笹野 貞子君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 吉典君
田 英夫君	赤桐 操君
瀬谷 英行君	武田邦太郎君
久保 亘君	菅野 久光君
松前 達郎君	立木 洋君
上田耕一郎君	

内閣総理大臣

橋本龍太郎君

文部大臣

小杉 隆君

厚生大臣

小泉純一郎君

労働大臣

岡野 裕君

自治大臣

白川 勝彦君

政府委員

厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

議長の報告事項

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任 松村 龍二君 補欠 田沢 智治君

戸田 邦司君 田村 秀昭君

農林水産委員

辞任 田沢 智治君 補欠 松村 龍二君

村沢 牧君 三重野栄子君

商工委員

一井 淳治君 竹村 泰子君

辭任

補欠

竹村 泰子君 一井 淳治君
前川 忠夫君 川橋 幸子君

運輸委員

辭任

補欠

龜谷 博昭君 大河原太一郎君
田村 秀昭君 戸田 邦司君

通信委員

辭任

補欠

三重野榮子君 村沢 牧君

労働委員

辭任

補欠

大河原太一郎君 龜谷 博昭君
川橋 幸子君 前川 忠夫君

予算委員

辭任

補欠

井上 吉夫君 竹山 裕君
金田 勝年君 保坂 三蔵君
武見 敬三君 馳 浩君
野間 起君 林 芳正君
宮崎 秀樹君 関根 則之君
長谷川道郎君 大森 礼子君
平井 卓志君 牛嶋 正君
清水 澄子君 大脇 雅子君
今井 澄君 一井 淳治君
本岡 昭次君 武田邦太郎君
上田耕一郎君 橋本 敦君
笠井 亮君 阿部 幸代君
島袋 宗康君 山田 俊昭君

決算委員

辭任

補欠

大脇 雅子君 清水 澄子君

辭任

補欠

林 芳正君 北岡 秀二君
保坂 三蔵君 金田 勝年君
伊藤 基隆君 齋藤 勁君

懲罰委員

辭任

補欠

竹山 裕君 井上 吉夫君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を建設委員会に付託した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件
アジア太平洋郵便便連合章程の追加議定書及びアジア太平洋郵便便連合一般規則の締結について承認を求めるの件
民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案
内航海運組合法の一部を改正する法律案
地方自治法第五十八條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国家公務員法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

恩給法等の一部を改正する法律案
男女共同参画審議会設置法案
関税定率法の一部を改正する法律案
工業標準化法の一部を改正する法律案
森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案
森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書
地方公務員法の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国家公務員法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
男女共同参画審議会設置法
関税定率法の一部を改正する法律
工業標準化法の一部を改正する法律
森林病虫害等防除法の一部を改正する法律

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国家公務員法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
男女共同参画審議会設置法
関税定率法の一部を改正する法律
工業標準化法の一部を改正する法律
森林病虫害等防除法の一部を改正する法律

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十九日

地方行政委員長 峰崎 直樹
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成九年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引上げ、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講じるほか、道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、特別地方消費税の廃止等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行うとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

あるのは、委員の三分の一は一年委員の

確保のため必要となる鉄道事業を経営しようとする同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものが当該旅客会社から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間の全部又は一部に係る不動産で政令で定めるものの譲渡を受けたときにおける当該不動産の取得に対しては、当該取得が平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成五年四月一日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額を、当該施設の価格の三分の一に相当する額」に改め、同条第八項中「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該家屋のうち特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する部分の価格の四分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、五分の一）に相当する額」に改め、同条各号を削り、同条第十項及び第十四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第五項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「三分の二を三分の一に改め、同条第十一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の五第一項中「平成八年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、同条第三項の表以外の部分中「平成八年四月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、「失つた土地が」を「土地が」に改める。

附則第十一條の六第一項中「附則第十一條の六第一項」を「附則第十一條の七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、第七十三条の二十七の六第一項の農地保有合理化法人が経営転換農業者等農地売買事業（同項に規定する農地売買等事業のうち、農業経営の転換をする農業者その他の自治省令で定める農業者の土地を買い入れ農業者に売り渡すことを円滑に行うことを目的として、平成九年度以後に、道府県知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。）により、平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地

の取得に対して課する不動産取得税について準用する。

附則第十一條の六を附則第十一條の七とし、附則第十一條の五の次に次の一条を加える。

（不動産の価格の決定の特例）

第十一條の六、第七十三条の十四第八項、第十二項、第七十三条の二十七の二第二項、附則第十一條第二項、第五項若しくは第十四項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十一第二項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一條第二項、第五項若しくは第十四項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定は第七項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び附則第十七條の二第一項の修正基準」と読み替へるものとする。

附則第十二條の二中「五百三十六円」を「三百二十九円」に改める。

附則第十五條第五項中「第六号」を「第七号」に、「第三百四十九條の三第四項」を「第三百四十九條の三第三項、第四項若しくは第十九項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で自治省令で定めるものの

附則第十五條第六項中「又は」を「若しくは」に、「償却資産」を「償却資産又は水質汚濁防止法第二條第五項に規定する特定事業場（以下本項において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四條の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）若しくは特定事業場の設置者であつた者（同条第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二條第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産」に改め、「平成八年度分及び」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 公共の危害防止のために設置された次に掲げる構築物のうち平成九年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に設置されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

一 火薬類取締法第三條、第五條又は第十二條の規定による許可を受けた者が設置した土堤、簡易土堤及び防壁
二 ガス事業法第三條若しくは第三十七條の二若しくは高圧ガス保安法第五條第一項の規定による許可を受けた者、同法第二十條の五第一項に規定する販売業者又は液化石

油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三条第一項の規定による登録を受けた者のうち、政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが設置した隣壁その他の構造物で自治省令で定めるもの

三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第九号に規定する特定事業者が設置した流出油等防止堤で自治省令で定めるもの

附則第十五条第八項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第十項中「昭和六十一年度から平成九年度までの間」を「平成九年度」に改め、「除く。」の下に「自治省令で定めるもののうち」を加え、「当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者(同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であり、かつ、当該免許を受けた者が」を削り、同条第十一項中「平成三年一月二日(特定届出駐車場にあつては、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十号)の施行の日)から平成九年一月一日まで」を「平成九年一月二日から平成十一年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に、「の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては」を「当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては」を「又は特定届出駐車場の用に供する部分にあつては、」に改

め、同条第十二項中「第三百四十九条の三第二項の規定」の下に「又は第四十項の規定」を加え、同条第十四項中「平成八年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成八年一月一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成八年度」を「平成十三年度」に改め、同条第二十一項中「平成四年四月一日から平成八年三月三十一日まで」を「平成八年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第三十一項中「電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十二号)の施行の日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第三十二項中「AのグループI又は附属書BのグループII」を「CのグループI」に、「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第三十四項を次のように改める。

34 電気を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに充電するための設備、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるものに可燃性天然ガスを充てんするための設備又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものの混合物(以下本項において「メタノール混合物」という。)で自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、自治省令で定

めるものにメタノール若しくはメタノール混合物を充てんするための設備で、政令で定めるもののうち平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第三十五項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条に次の四項を加える。

39 第三百四十九条の三第六項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶(以下本項において「内航船舶」という。)のうち、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百一十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業者が平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に新造し、かつ、専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するもので自治省令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、当該内航船舶に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条の三第六項の規定により課税標準とされる額に三分の二を乗じて得た額とする。

40 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が既設の鉄道(同法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ。)に係る乗降場の大規模な増設工事で当該

鉄道の輸送力の増強に著しい効果を有するものとして政令で定めるもの(政令で定める駅において行われるものに限る。)により平成八年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に設置した停車場設備(乗降場に係る部分に限る。)、線路設備又は電路設備(第三百四十九条の三第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「停車場設備等」という。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該停車場設備等に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

41 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律第一条第一項に規定する旅客会社が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に、全国新幹線鉄道整備法第八条の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行つた同法第四条第一項に規定する建設線(当該建設線の全部又は一部の区間について同法附則第九項の規定により運輸大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線の建設の指示を行つた場合にあつては、当該新幹線鉄道規格新線を含む。以下本項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の営業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該営業を開始した区間の全部又は一部とその両端が同一である当該旅客会社の営業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるもの

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

当該年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とする。以下

「修正価格」という。で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 平成九年度に係る賦課期日に所在する土地(以下「平成九年度土地」という。又は第二号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	平成十年度	当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
二 平成九年度に係る賦課期日に所在する土地(以下「平成九年度土地」という。又は第二号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
三 平成九年度の土地で平成十一年度に係る賦課期日において第三号に掲げる土地(以下「平成十一年度土地」という。又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	平成十一年度	当該平成十一年度の土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
四 平成十一年度の土地で平成十一年度に係る賦課期日において第三号に掲げる土地(以下「平成十一年度土地」という。又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	平成十一年度	当該平成十一年度の土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
五 平成十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(以下「平成十一年度土地」という。又は平成十一年度土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	平成十一年度	当該平成十一年度の土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

六 平成十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(以下「平成十一年度土地」という。)

平成十一年度

当該平成十一年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

2 平成十年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下本項において「平成十年度適用土地」という。又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成十年度適用土地であるもの(以下本項において「平成十年度類似適用土地」という。))であつて、平成十一年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格(平成十年度適用土地にあつては当該平成十年度適用土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十年度適用土地が前項の表の第三号又は

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける土地(平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地を除く。))に対して課する平成十一年度又は平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替へるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。の第一号に掲げる土地	平成十年度	当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(修正基準(以下この表において「修正基準」という。))によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十年度	当該土地の類似土地(附則第十七条の二第五号に規定する類似土地をいう。以下この表において「第二項の表」という。の第二号に掲げる土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
三 第二項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

4 平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替へるものとする。

土 地 の 区 分	年 度	価 格
一 附則第十七条の二第一項の表以下この表において「第一項の表」というの第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第一項において「修正基準」という)によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地(附則第十七条第五号に規定する土地)に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地を除く)に対して課する平成十年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三百四十九条の三 第九項	前二条	附則第十七条の二第二項又は第二項
第三百四十九条の三 第十六項、第二十三 項及び第二十七項か ら第三十二項まで	前二条	附則第十七条の二第二項又は第二項
第三百四十九条の三 第四十六項及び第三 十四項	前二条	附則第十七条の二第二項又は第二項
第三百四十九条の三 第二項	前二条	附則第十七条の二第二項又は第二項
第三百六十八条第一 項	土地及び家屋にあつては基準年 度の価格又は第三百四十九条第 二項ただし書、第三百四十九条第 三項ただし書、第三百四十九条第 四項、第五項ただし書若し しくは第六項の規定により当該 価格に比準するものとされる価 格(以下「比準価格」と総称す る。)	土地にあつては修正価格又は修正さ れた価格
第三百八十一条第一 項、第二項及び第八 項	基準年度の価格又は比準価格	修正価格又は修正された価格
第三百八十八条第一 項及び第五項並びに 第四百三十三条第一 項	基準年度の土地若しくは家屋又 は第三項の土地若しくは家屋又 は第三項の土地若しくは家屋の 評価基準	附則第十七条の二第二項に規定する 平成十年度分の土地の修正価格に 比準する価格又は平成十一年度分 の土地の修正価格に比準する価格
第四百三十一條第一 項	基準年度の土地若しくは家屋又 は第三項の土地若しくは家屋の 評価基準	附則第十七条の二第二項に規定する 平成十年度分の土地の修正価格に 比準する価格又は平成十一年度分 の土地の修正価格に比準する価格

[illegible]

第四百一十一條第一項	基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋について第三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、同項の規定によつて決定したものであるとき	附則第十七条の二第一項に規定する土地又は平成十一年度の土地について修正価格によつて決定したものであるとき
第四百十九條第一項及び第四百二十二條	第三百八十八條第一項の固定資産税の課税標準	第三百八十八條第一項の固定資産税の課税標準
第四百三十六條	土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格	土地の修正価格
附則第十五條第十八項、第十九條第二項及び第四十二條並びに附則第十五條の二第二項並びに附則第十五條の三第三項	第三百四十九條	附則第十七条の二第二項

7 自治大臣は、第一項の修正基準を定めたと
きは、これを告示しなければならない。

8 固定資産税の納税者は、その納付すべき平
成年度分又は平成十一年度分の固定資産税
に係る第一項の規定の適用を受ける土地に
ついて土地課税台帳等に登録された修正価格に
ついて第四百三十二條第一項の規定により審
査の申出をする場合においては、当該土地に
係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税
標準の基礎となつた価格についての不服を審
査の申出の理由とすることができない。

9 平成十年度分及び平成十一年度分の固定資
産税に限り、第三百八十八條の二、第四百一
条及び第四百三十二條第一項の規定の適用に
ついては、第三百八十八條の二第二項第一号
及び第四百一一条第一号中「固定資産税評価基
準」とあるのは「固定資産税評価基準及び附則第十
七條の二第一項の修正基準」とし、第四百三

十二條第一項中「当該土地又は家屋」とあるの
は「当該土地若しくは家屋」と、「又は第五項
ただし書」とあるのは「若しくは第五項ただし
書」と、「を申し立てる場合」とあるのは、「又
は平成十年度分若しくは平成十一年度分の固
定資産税について当該土地が附則第十七條の
二第一項の規定の適用を受けるべきものであ
ることを申し立てる場合」とする。

附則第十八條の前の見出し中「平成六年度か
ら平成八年度まで」を「平成九年度から平成十
一年度まで」に改め、同条第一項中「宅地等」に係る
平成六年度から平成八年度までを「宅地等」(次
条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平
成年度から平成十一年度まで」に、「次の表」
を「当該年度の次の表」に、「用途の区分及び同
表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改
め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分		負担調整率
○ 四以上のもの	一・〇二五	
○ 三以上〇・四未満のもの	一・〇五	
○ 二以上〇・三未満のもの	一・〇七五	
○ 一以上〇・二未満のもの	一・一	
○ 一未満のもの	一・一五	

附則第十八條第二項第一号中「平成五年度に」
を「平成八年度に」に、「次に掲げる年度の区分
に応じ、それぞれに掲げる額を、当該宅地等の
当該年度の前年度課税標準額に改め、同号イ
からハまでを削り、同項第二号中「平成六年度
に」を「平成九年度に」に改め、同号イ中「平成六
年度を」平成九年度に改め、「当該宅地等の」
の下に「同年度の」を加え、同号ロを次のように
改め、同号ハを削る。

ロ 平成十年度又は平成十一年度 当該宅
地等の当該年度の前年度課税標準額
附則第十八條第二項第三号中「平成七年度に」
を「平成十年度に」に、「の規定の適用を受ける
もの」を「又は附則第十七條の二第一項の規定に
より当該土地に対して課する同年度分の固定資
産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の
類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標
準となるべき価格に比準する価格によつて決定
されるもの」に改め、同号イ及びロを次のよう
に改める。

イ 平成十年度 当該宅地等の同年度の比
準課税標準額
ロ 平成十一年度 当該宅地等の同年度の
前年度課税標準額

附則第十八條第二項第四号中「平成八年度を」
を「平成十一年度」に、「又は第五項ただし書の規
定の適用を受けるもの」を「若しくは第五項た
だし書又は附則第十七條の二第二項若しくは第二
項の規定の適用を受けるもの」に改め、同項の表
を次のように改める。

項の規定により当該土地に対して課する同年度
分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、
当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資
産税の課税標準となるべき価格に比準する価格に
よつて決定されるもの」に、「比準課税標準額を
基礎として第一号ハの算定方法に準じて算定し
た額を」同年度の比準課税標準額に改め、同
条第三項及び第四項を次のように改める。

3 住宅用地(第三百四十九條の三の二第一項
に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)であ
る宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担
水準が〇・八以上のものに対する第一項の規
定の適用については、同項の表中「一・〇二
五」とあるのは、「一」とする。

4 商業地等(住宅用地以外の宅地及び宅地比
準土地(宅地以外の土地で当該土地に対して
課する当該年度分の固定資産税の課税標準と
なるべき価格が、当該土地とその状況が類似
する宅地の固定資産税の課税標準とされる価
格に比準する価格によつて決定されたものを
いう。附則第二十條において同じ。)である宅
地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等
の当該年度の負担水準が〇・六以上のものに
対する第一項の規定の適用については、同項
の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とす
る。

附則第十八條の二第二項の表以外の部分中
「前条第二項第一号」を「附則第十八條第二項各

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

号に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「該当するもの」の下に「(次項の規定の適用を受ける

宅地等を除く。を加え、「平成五年度を」当該各年度の「前年度」に、「及び前条を」及び前二条に改め、同項の表を次のように改める。

小規模住宅用地(第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。)	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地(住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。)	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用地等(住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ。)	非住宅用地等以外の宅地等又は非住宅用地等である部分及び非住宅用地等以外である部分を併せ有する宅地等

宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十一年度分、平成十一年度の宅地等にあつては平成十一年度分、に、「類似土地が平成五年度を」類似土地が前年度に、「前条の」を「前二条の」に改め、同条第三項中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分」を「又は非住宅用地等である部分」に、「前条を」前二条に改め、同条を附則第十八条の三とし、附則第十八条の次に次の一条を加える。

附則第十八条の二第二項中「前条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる宅地等」で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものを、附則第十八条第二項第二号に掲げる宅地等で平成九年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下本項において「平成九年度の宅地等」という。)、同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下本項において「平成十年度の宅地等」という。)、又は同条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十一年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下本項において「平成十一年度の宅地等」という。)(以下本項において「平成九年度の宅地等」という。)(以下本項において「平成十年度の宅地等」という。)(以下本項において「平成十一年度の宅地等」という。)

宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十一年度分、平成十一年度の宅地等にあつては平成十一年度分、に、「類似土地が平成五年度を」類似土地が前年度に、「前条の」を「前二条の」に改め、同条第三項中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分」を「又は非住宅用地等である部分」に、「前条を」前二条に改め、同条を附則第十八条の三とし、附則第十八条の次に次の一条を加える。

附則第十八条の二 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・八を超えるものに係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべし。

附則第十八条の二 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・八を超えるものに係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべし。

き額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。附則第十九条の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分		負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一	一・一

附則第十九条第二項中「とあり、及び」附則第十八条第一項「及び」、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する農地調整固定資産税額」とを削り、同条第三項及び第四項を削る。附則第十九条の二第二項第一号中「農地の基準年度の価格」を「農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格」に改め、同条に次の二項を加える。

地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とし、「若しくは第六号」とあるのは「又は第六号」と、「類似土地の当該年度とあるのは」類似土地の同年度とし、同項の表の第二号中「第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号に掲げる事情がある」と、「当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)」とし、同項の表の第四号中「当該土地の類似

附則第十九条の二第二項第一号中「農地の基準年度の価格」を「農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格」に改め、同条に次の二項を加える。

地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とし、「若しくは第六号」とあるのは「又は第六号」と、「類似土地の当該年度とあるのは」類似土地の同年度とし、同項の表の第二号中「第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号に掲げる事情がある」と、「当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)」とし、同項の表の第四号中「当該土地の類似

「前項第二号に掲げる事情（附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは又は第四号」と、「固定資産税又は」とあるのは固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とし、と、「若しくは第六号」とあるのは「又とは第六号」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」とし、同項の表の第二号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第二号」と、「当該平成九年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第四号中「当該土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第二項中「第三号、第五号若しくは第六号」とあるのは「第三号若しくは第五号」とする。

一 第二項第一号に掲げる事情 附則第十一
条の二第二項の表以外の部分中「若しくは
第四号」とあるのは「又は第四号」と、「又は
当該土地が次の表の第三号、第五号若しく
は第六号に掲げる土地である場合における
平成十一年度分の固定資産税にあつては

とす。

一 第二項第二号に掲げる事情 附則第十七条の二第二項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「又は当該土地が次の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあつては」とあるのは「にあつては」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」と、「価格」とあるのは「価格」とし、当該土地が次の表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格」とし、同項の表の第三号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第二号」と、「当該平成九年度の土地の類似土地」と、「当該平成九年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第五号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号」と、「当該平成十年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第六号中「当該平成十一年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第二項中「土地でこれらの土地の類似土地」とあるのは「市街化区域農地でこれらの市街化区域農地とその状況が類似する宅地」と、「当該平成十年度適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成十年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地」と、「当該平成十年度類似適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成十年度類似適用土地である市街化区域農地」とある場合は、当該土地に類似する農地」とする。

附則第十九條の三第四項中、平成五年改正前の地方税法を、地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)による改正前の地方税法(以下「平成五年改正前の地方税法」とい

附則第十九条の四第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「市街化区域農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第十九条の四第二項中」とあり、及び「附則第十八条第一項」及び、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは、同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」とを削り、同条第三項を次のように改める。

3 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

附則第十九条の四第四項を削り、同条第五項中「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「及び附則第二十七条の二」を「附則第二十七条の二及び第二十七条の三」に改め、「該当するもの」の下に「(次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)」を加え、「平成五年度」を「当該各年度の前年度」に、「第一項及び第二項」を「及び前三項」に改め、同項を同条第

特定市街化区域農地にあつては平成八年度、平成十年度、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度、平成十年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。)に、「係る当該各年度分」に係る平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度分、平成十年度分、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十年度分、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度分)に、「類似土地が平成五年度を「類似土地が前年度」に、「第一項及び第二項」を「及び第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十條及び第二十一條を次のように改める。

(価格が著しく下落した土地に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第二十条 平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地をいう。以下本条及び附則第二十七条の三において同じ。）のうち当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を当該宅地評価土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地（平成十年度又は平成十一年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準

する価格によつて決定されるものに限る。）については当該土地の類似土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とし、平成九年度から平成十一年度までの各年度に係る賦課期日において附則第十九条の二第二項各号に掲げる事情があるため、同項各号の規定により読み替へられた第三百四十九条の規定、附則第十九条の二第三項の規定により読み替へられた附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定又は附則第十九条の二第四項の規定により読み替へられた附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける土地については当該宅地評価土地の類似土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）で除して得た数値を一から減じて得た数値（附則第二十七条の三において「価格下落率」という。）が〇・二五以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が〇・五（当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする。）以上であるもののうち附則第十八条第三項若しくは第四項、第十八条の二又は第十九条の四第三項の規定の適用を受ける土地以外の土地に対する附則第十八条、第十九条及び第十九条の四の規定の適用については、附則第十八条第一項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とし、附則第十九条第一項の表中「一・〇二五」とあり、「一・〇五」とあり、「一・〇七五」とあり、及び「一・一」とあるのは「一」とし、附則第十九条の四第一項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

第二十一条 削除

附則第二十二條第一項中「附則第十八條第二項」の下に、「第十八條の二」を加え、「平成六年度から平成八年度までを「平成九年度から平成

十一年度までに改め、同条第二項の表中「農地の基準年度の価格」を「農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格」に改め、同条に次の四項を加える。

3 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又

は第二項の規定の適用を受ける土地（平成十一年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受ける土地を除く。）に対して課する平成十一年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第二項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項の表において修正基準（以下この表において「修正基準」という。）によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地（附則第十七条の二第五号に規定する類似土地をいう。）の平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその他の状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

4 平成十一年度分の固定資産税について附則第十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第二項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項の表において修正基準（以下この表において「修正基準」という。）によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地（附則第十七条の二第五号に規定する類似土地をいう。）の平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその他の状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

5 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第二項の表」という。）の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその他の状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
二 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

三 第一項の表の第六号に掲げる土地 平成十一年度
当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

六 平成十一年度分の固定資産税について附則第十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第四項の規定により読み替へられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第四項の規定により読み替へられた附則第十七条の二第一項の規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあっては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格)
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあっては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格)
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

附則第二十三条中「附則第十八条第一項、」を「附則第十八条第一項、第十八条の二」に改め、

「附則第十八条第二項」の下に、又は第十八条の二を加える。

附則第二十四条中「附則第十八条第一項」の下に、第十八条の二を加え、「平成六年度から平成八年度までを平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「宅地等の調整固定資産税額」の下に、商業地等調整固定資産税額を加える。

附則第二十五条の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「宅地等の」の下に「当該年度の」を加え、「用途の区分及び同表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○ 四以上のもの	一・〇二五
○ 三以上〇・四未満のもの	一・〇五
○ 二以上〇・三未満のもの	一・〇七五
○ 一以上〇・二未満のもの	一・一
○ 一未満のもの	一・一五

附則第二十五条第二項中「とあり、及び」を「及び」に改め、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」とを削り、同条第三項及び第四項を削る。

附則第二十五条の二中「附則第十八条の二」を「附則第十八条の三」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「前条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」と、「及び前二条」に、「前条第二項第二号、第三号又は第四号」を「附則第十八条第二項第二号」に、「固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額」とあるのは「都市計画税に係る附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「及び前条」とあるのは「及び第二十五条」を「前二条」とあるのは「第二十五条」に、「前条」を、「前二条」に改める。

附則第二十六条の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○ 九以上のもの	一・〇二五
○ 八以上〇・九未満のもの	一・〇五
○ 七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
○ 七未満のもの	一・一

附則第二十七條の二第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「市街化区域農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

附則第二十七條の二第二項中」とあり、及び「附則第十八條第一項」及び、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前條第三項」とあるのは「前條第四項」とを削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第二項の規定に」を「前項の規定に」、「附則第十八條第二項第一号」を「附則第十八條第二項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「該当するもの」の下に「（次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）」を加え、「平成五年度を」を「該各年度の前年度」に、「第一項及び第二項を」及び「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第六項中、第三号又は

第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するものを「え」に掲げる市街化区域農地で平成九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下本項において「平成九年度特定市街化区域農地」という。）、同条第二項第三号に掲げる市街化区域農地で平成十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下本項において「平成十年度特定市街化区域農地」という。）、又は同条第二項第四号に掲げる市街化区域農地で平成十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下本項において「平成十一年度特定市街化区域農地」という。）」に、「当該市街化区域農地の当該各年度分の都市計画税に係る市街化区域農地

調整都市計画税額の算定の基礎となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日」を「平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成八年度、平成十年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十年度に係る賦課期日(以下本項においては「前年度に係る賦課期日」という。))」に、「係る当該各年度分」を「係る平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度分、平成十年度特定市街化区域農地にあつては平成十年度分、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度分」に、「類似土地が平成五年度」を「類似土地が前年度」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第二十七條の二の次に次の一条を加え

(土地)に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第二十七条の三 市町村は、平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税に限り、次の各号に掲げる土地に係る当該年度分の都市計画税額(当該土地が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「負担調整適用土地」という。)であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、農地調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下本項において同じ。)が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額(当該土地が当該年度分の固定資産税に

ついて第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額に第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率を乗じて得た額(以下本項において「特例適用後の額」という。)とし、当該土地が負担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当該年度分の都市計画税について同条第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額又は当該特例適用後の額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。)を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額に当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を、当該土地に係る都市計画税額から減額することができ

一 住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地のうち当該特定市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く

く。のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率が〇・二五以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする。)以上であるもの(以下本項において「据置減額適用土地」という。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ 平成九年度 当該土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の都市計画税について平成九年度改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六條第一項又は第二十七條の二第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成八年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成八年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成九年度改正前の地方税法第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九條の三の二、附則第十五條から第十五條の三まで又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成八年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第七百二條の三、附則第十五條から第十五條の三まで又は附則第二十七條

の規定により読み替えられた附則第十九條の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。以下本項において「平成八年度価額」という。

ロ 平成十年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(1) 平成九年度において据置減額適用土地である土地(以下本項において「平成九年度据置減額適用土地」という。)であるもの

(2) 平成九年度据置減額適用土地以外の土地であるもの 当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六條第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成九年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成九年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九條の三の二、附則第十五條から第十五條の三まで又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第七百二條の三、附則第十五條から第十五條の三ま

で又は附則第二十七條の規定により読み替えられた附則第十九條の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。以下本項において「平成九年度価額」という。

ハ 平成十年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(1) 平成十年度において据置減額適用土地である土地(以下本項において「平成十年度据置減額適用土地」という。)であるもの

(2) 平成十年度据置減額適用土地以外の土地であるもの 当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六條第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成十年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九條の三の二、附則第十五條から第十五條の三まで又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成十年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第七百二條の三、附則第十五條から第十五條の三ま

四十九條の三の二、附則第十五條から第十五條の三まで又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成十年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)、第七百二條の三、附則第十五條から第十五條の三まで又は附則第二十七條の規定により読み替えられた附則第十九條の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。)

二 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・八を超えるもの(以下本項において「引下げ減額適用土地」という。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ 平成九年度 当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(以下本項において「平成九年度引下げ価額」という。)

ロ 平成十年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(1) 平成九年度において据置減額適用土地又は引下げ減額適用土地以外の土地であるもの(以下本項において「平成九年度減額対象外の土地」という。)

当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(以下本項において「平成十年度引下げ価額」という。)

(2) 平成九年度据置減額適用土地又は平

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

成九年度において引下げ減額適用土地である土地(以下本項において「平成九年度引下げ減額適用土地」という。)であるもの、平成十年度引下げ減額の基礎となる価額(当該土地が平成九年度据置減額適用土地である場合にあっては平成八年度価額(当該土地が当該土地の平成十年度引下げ価額を超える場合にあっては、当該土地の平成十年度引下げ価額)とし、当該土地が平成九年度引下げ減額適用土地である場合にあっては平成九年度引下げ価額)とす。以下本項において同じ。

ハ 平成十一年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(1) 平成十年度において据置減額適用土地又は引下げ減額適用土地以外の土地であるもの、当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(以下本項において「平成十一年度引下げ価額」という。)

(2) 平成十年度において引下げ減額適用土地である土地(以下本項において「平成十年度引下げ減額適用土地」という。)で平成九年度の減額対象外の土地であるもの、平成十年度引下げ価額(当該土地が当該土地の平成十一年度引下げ価額を超える場合にあっては、当該土地の平成十一年度引下げ価額)とする。

該土地の平成十一年度引下げ価額)

(3) 平成十年度引下げ減額適用土地で平成九年度据置減額適用土地又は平成九年度引下げ減額適用土地であるもの、当該土地の平成十年度引下げ減額の基礎となる価額(当該土地が当該土地の平成十一年度引下げ価額を超える場合にあっては、当該土地の平成十一年度引下げ価額)とする。

(4) 平成十年度据置減額適用土地であるもの、平成十年度据置減額の基礎となる価額(当該土地が当該土地の平成十一年度引下げ価額を超える場合にあっては、当該土地の平成十一年度引下げ価額)とする。

2 平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限り、)に対して課する当該年度分の都市計画税に係る前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる土地の区分に依り、当該各号に定める額(当該土地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))」を、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))と読み替へるものとする。

三の二、附則第十五条から第十五条の三までは附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額に第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百三十一条の三、附則第十五条から第十五条の三までは附則第二十七条の規定により読み替へられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率を乗じて得た額(以下本項において「特例適用後の額」という。)とし、当該土地が負担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当該年度分の都市計画税について同条第一項ただし書(同条第三項において準用する)の場合を含む。の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額又は当該特例適用後の額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。を当該類似土地の当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を当該類似土地に係る当該年度分の都市計画税額で除して得た数値を乗じて得た額」とし、同項各号中「当該土地」とあるのは「当該類似土地」とする。

3 附則第十八条の三第三項の規定は、本条の規定の適用について準用する。この場合において、同項中、「前二条及び前二項」とあるのは、「及び第二十七條の三」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定の適用を受けることとなる市街化区域農地に該当するものうち、当該年度の前年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地に該当したものに對する同項(第二号を除く。)の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる土地の区分に依り、当該各号に定める額(当該土地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))」を、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))と読み替へるものとする。

率を乗じて得た額(以下本項において「特例適用後の額」という。)とし、当該類似土地が負担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当該年度分の都市計画税について同条第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額又は当該特例適用後の額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。を当該類似土地の当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を当該類似土地に係る当該年度分の都市計画税額で除して得た数値を乗じて得た額」とし、同項各号中「当該土地」とあるのは「当該類似土地」とする。

3 附則第十八条の三第三項の規定は、本条の規定の適用について準用する。この場合において、同項中、「前二条及び前二項」とあるのは、「及び第二十七條の三」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定の適用を受けることとなる市街化区域農地に該当するものうち、当該年度の前年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地に該当したものに對する同項(第二号を除く。)の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる土地の区分に依り、当該各号に定める額(当該土地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))」を、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。))と読み替へるものとする。

に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度分」に、「平成六年度分」を「市街化区域設定年度の翌々年度分」に、「平成七年度分」を「市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度分」に、「平成六年度に」を「市街化区域設定年度の翌々年度に」に改め、同条第四項中「平成六年一月三十一日」を「市街化区域設定年度の初日の属する年の一月三十一日」に、「平成八年一月三十一日」を「同日の属する年の翌々の年の一・月三十一日」に改め、同条第七項中「平成六年三月三十一日」を「市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日」に、「平成四年度分」を「市街化区域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度分」に改め、同条第八項中「平成六年四月一日」を「市街化区域設定年度の翌々年度の初日に」改め、同条第九項中「平成四年四月一日」を「市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日」に、「平成四年度分」を「市街化区域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度の翌々年度分」に改め、同条第十項中「平成四年度分」を「市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度分」に改め、同条第十二項中「平成四年度分」を「市街化区域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度分」に、「平成六年度分」を「市街化区域設定年度の翌々年度分」に改め、同条第十六項中「平成五年度まで」を「市街化区域設定年度の翌々年度まで」に、「平成六年度分」を「市街化区域設定年度の翌々年度分」に、「平成四年度を」市街化区域設定

第十六条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章第七節の節名を次のように改める。

第七節 削除

第二章第七節第一款から第五款までの款名を削る。

第百十三條から第百四十四條までを次のように改める。

第百十三條から第百四十四條まで 削除

第百四十四條の二を削る。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第三條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項中「政令で定める住宅に係るものにあつては同項の価格の五分の一(小規模住宅用地、地方税法第三百四十九條の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。)に相当する土地にあつては、前條第二項の価格の六分の一)、その他の住宅に係るものにあつてはを削り、「同法を「地方税法」に改め、「住宅用地で小規模住宅用地」の下に(同條第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。)」を加える。

附則第十五項の見出し中「平成七年度から平成九年度までを、平成十年度から平成十二年度まで」に改め、同項中「平成七年度から平成九年度までを、平成十年度から平成十二年度まで」に改め、「地方税法附則第十八條第一項の下に「又は第十八條の二」を加え、「当該宅地等に係る同項を、当該宅地等に係る同法附則第十八條第一項又は第十八條の二に、「地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)による改正前の地方税法を「同法」に、「地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法附

則第十九條の三第一項本文を「同法附則第十九條の三第一項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中地方税法第五十條の四、第三百二十八條の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに次條第二項及び附則第八條第二項の規定 平成十年一月一日
- 二 第二條の改正規定並びに附則第七條及び第二十五條から第二十九條までの規定 平成十二年四月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二條 別段の定めがあるものを除き、第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十條の四及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

第三條 新法第七十二條第五項の規定は、平成九年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、平成八年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成九年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項の規定は、施行日前に住居の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。)をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅を増築した場合において、同條第二項の規定により前後の住宅の建築をもって一戸の住宅の建築とみなされる場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一條の五第一項及び第二項の規定は、平成九年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、新法附則第十一條の五第三項の規定は、平成九年一月一日以後の新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三條の二十七の二第一項、附則第十一條第二項若しくは第十四項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5

平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、新法第七十三條の十四第八項に規定する被収用不動産等を取用され若しくは譲渡した場合、同條第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に充当当該各号に定める日がある場合、同條第十三項に規定する交換分合による失った土地に係る交換分合計画の公告があった場合、新法附則第十一條第二項に規定する交換分合によって土地が失われた場合、同條第十四項に規定する道路一体建物に係る道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七條の六第一項に規定する協定が締結された場合、新法附則第十一條の四第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同條第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同條第七項に規定する交換分合によって土地が失われた場合であつて、かつ、平成九年一月一日以後に新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一條第二項若しくは第十四項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格と当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八條第二項の固定資産評価基準によつて決定した価格中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十三条の十四第八項		第七十三条の十四第十項		第七十三条の十四第十三項		附則第十一条第二項		附則第十一条第十四項	
登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

附則第十一条の四第五項 第一号		附則第十一条の四第五項 第二号		附則第十一条の四第七項	
登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

6 平成九年四月一日から平成十一年十二月三十一日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が新法附則第十七条の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合において、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び新法附則第十七条の二第二項の修正基準)によって決定した価格)中に新法附則第十三条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格が

あるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十三条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外に、当該価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、同法附則第十三条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とある。

を加算して得た額」と読み替えるものとする。

7 小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が新法附則第十七条の第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の第二項の修正基準」と読み替えるものとする。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五条 新法第七十四条の五及び附則第十二条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第六条 新法第四百四十四条の二の規定は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第三百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき特別地方消費税について適用し、施行日前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

第七条 第二条の規定の施行の日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(同条の規定による改正前の地方税法第百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下この条において同じ。)に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者が第二条の規定の施行の日の前日において交付を受けている同条の規定による改正前の地方税法第百二十条第二項の証票を返納させるものとする。

3 第二条の規定による改正前の地方税法第百二十九条の規定は、第二条の規定の施行の日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類の保存については、なおその効力を有する。

(市町村民税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成九年一月二日前に設置された第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十八条第二項第六号の二に規定する土堤、簡易土堤及び防壁、障壁その他の構築物並びに流出油等防止堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法附則第十五条第五項第六号の規定は、平成九年四月一日以後に新設された同号に規定する施設に対して課する平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新法附則第十五条第六項の規定中地下水の水質を浄化するための償却資産に関する部分は、平成八年一月二日以後に新設された当該償却資産に対して課する平成九年度分の固定資産税について適用する。

5 平成八年一月二日から平成九年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する障壁その他の構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和六十一年度から平成八年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第十項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三年一月二日(旧法附則第十五条第十一項に規定する特定届出駐車場にあっては、平成三年十一月一日)から平成九年一月一日までの間に建設され、又は設置された同項に規定する特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成七年七月一日から平成九年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「規定する特定物質」とあるのは「規定する特定物質(以下本項において「特定物質」という。)(と、「代替する物質」とあるのは「代替する物質(同議定書附属書CのグループIに属する特定物質を除く。)(と、「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」とあるのは「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」と、「四分の三」とあるのは「五分の四」とする。

10 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空

(市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置)

第十三条 平成八年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下「平成五年改正法」という。)附則第九條第三項の規定により読み替えて適用される旧法附則第十九條の四第一項の規定の適用を受

則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地(以下この条において「平成五年改正法附則適用市街化区域農地」という。)に係る平成九年年度の固定資産税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、旧法附則第十九条の四第一項に規定する平成八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税額の算定について平成五年改正法附則第九条第二項の規定において読み替えて適用される平成五年改正法による改正前の地方税法附則第二

二十七条の規定によりその例によることとされる同法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものにあつては、当該額を同年度に係る同項の表の下欄に掲げる率で除して得た額とし、当該土地が同年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは当該除して得た額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)とする。

3 平成五年改正法附則適用市街化区域農地に対する新法附則第二十七条の三の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」とあるのは「同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の都市計画税額の算定について地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下「平成五年改正法」という。)附則第九条第一項の規定において読み替えて適用するものとして読み替えて適用される平成五年改正法による改正前の地方税法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる同法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものにあつては、当該額を同年度に係る同項の表の下欄に掲げる率で除して得た額)とし」とする。

第十四条 平成八年度に係る賦課期日において所在する旧法附則第十九条の二第一項に規定する

市街化区域農地(以下「市街化区域農地」という。)で同年度分の固定資産税について旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの(同条第二項の規定により同年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域農地として所在したものとみなされた土地で同年度分の固定資産税について同条第一項ただし書の規定の適用を受けたものを含む。以下この条及び次条において「平成八年度軽減適用市街化区域農地」という。)であつて同年度分の固定資産税について旧法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けないものに係る平成九年度から平成十一年度までの各年度のうち新たに新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けることとなる年度分の固定資産税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が平成八年度分の固定資産税について旧法附則第十七条の二第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第三項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ

当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下この項において「平成八年度固定資産税特例適用後価格」という。)を超える場合にあつては、平成八年度固定資産税特例適用後価格)に平成九年度においては旧法附則第十九条の三第一項本文に定める率を、平成十年度又は平成十一年度においては新法附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。

2 平成八年度軽減適用市街化区域農地であつて平成八年度分の都市計画税について旧法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けないもの(次条において「平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地」という。)に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度のうち新たに新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けることとなる年度分の都市計画税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が平成八年度分の都市計画税について旧法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下この項におい

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

三八

て「平成八年度都市計画税特例適用後価格」という。を超える場合にあっては、平成八年度都市計画税特例適用後価格に平成九年度においては旧法附則第二十七条の規定により読み替えられた旧法附則第十九条の第三項本文に定める率を、平成十年度又は平成十一年度においては新法附則第二十七条の規定により読み替えられた新法附則第十九条の第三項本文に定める率を乗じて得た額とする。

第十五条 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地に対する新法附則第二十七条の三の規定の適用については、平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税に限り、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成九年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの 新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く)のうち当該宅地評価土地の「とあるのは」及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその「と、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、

の負担水準」と、〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあっては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあっては〇・四五とする。)とあるのは〇・五と、同号イ中「平成九年度改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成八年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成八年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成九年度改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成八年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「平成九年度改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率

(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。)を超える場合にあっては、平成八年度特例適用後価格とする。

二 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く) 新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く)のうち当該宅地評価土地の「とあるのは」及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその「と、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあっては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあっては〇・四五とする。)とあるのは「〇・五」とし、同号ロ(中)「当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第

二十八条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成九年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成九年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年度改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。)を超える場合にあっては、平成八年度特例適用後価格とする」とする。

三 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第二項の規定の適用を受けるもの(前二号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く)。新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、「並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く。の)うち当該宅地評価土地」とあるのは「及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、「〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地である場合にあつては〇・四五とする。)」とあるのは「〇・五」とし、同号ハ(2)中「当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成十年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項

を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成十年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替へられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特別適用後価格」という。)を超える場合にあつては、平成八年度特別適用後価格とする」とする。

第十八条 新法附則第二十九条の五の規定は、平成九年一月一日以後に都市計画法昭和四十三年法律第百号(第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地に対して適用し、平成九年一月一日に所在する市街化区域農地については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第十七条 新法第四百六十八條及び附則第三十条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第七項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十八條第二項第一号の十の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法第五百八十六條第二項第一号の十二の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 旧法第五百八十八條第二項第一号ハに規定する障壁その他の構築物の用に供する土地(施行日の前日までに取得されたものに限り。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十八條第二項第二号の二の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、同号に規定する設備(施行日以後に取得されるものに限り。)の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法附則第三十一条の三第三項の規定は、平成九年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十九条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成九年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

四〇

業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成九年前の年分の個人の事業及び平成九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税新法第七百二条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第二十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中市計画税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空法第二十一条第六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第二十一条 新法第七百三十二条の四第十七項の規定は、平成九年度以後の年度分の国民健康保

険税について適用し、平成八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 次項に定めるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成九年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四条第一項に規定する政令で定める住宅のうち政令で定めるもの(以下この項において「特定住宅」という。)及び当該特定住宅の用に供する土地に係る平成十年度分及び平成十一年度分の交付金については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第二十四條 附則第二条から前条までに定めるも

ののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十五條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中、「特別地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第四百四十四條の二の規定により市町村に對し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相當する額を控除した額とし」、「当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」及び「当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成十二年度分の地方

交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。)をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税(第一条の規定による改正前の地方税法第百十三條第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。)の収入見込額から第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四條の二の規定により市町村に對し交付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相當する額を控除した額を、市町村にあつては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目(とに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類		収入の項目
道府県	旧特別地方消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
	旧特別地方消費税交付金	
市町村	旧特別地方消費税交付金	前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額

(税理士法の一部改正)

第二十七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中、「特別地方消費税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中軍人用販売機関等で地方税法第百十三條第一項に規定する場所のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(地方税法第百十三條第一項に規定するその他の利用行為をい

う。以下同じ。)の項を削る。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十九日

地方行政委員長 峰崎 直樹

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成九年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成九年度から平成十八年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を改正するほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、平成九年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比し平成九年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適切な財政運営を行うにつき必要とされる

財源に充てるため、地方債の特例措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成九年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十五兆四千八百十億円に、同特別会計返還金四億円、同特別会計借入金一兆七千六百九十億円及び同特別会計剰余金千五百億円を加算した額から、同特別会計借入金等利子負担額五千二百五十九億円を控除した十六兆八千三百四十五億円が、地方交付税交付金として歳出に計上されており、また、地方財政計画において、地方消費税の未平年度化影響分への対応として臨時税収補てん債(約一兆二千億円)の発行が予定されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平を
成六年度及び平成七年度の減収額
改める。

平成九年三月十一日

衆議院議長 伊藤 宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第八号及び第十号中「平成七年度を、平成八年度」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十二号中「及び平成七年度を、から平成八年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号及び第十号中「平成七年度を、平成八年度」に改め、同表市町村の項第十二号及び第十三号中「及び平成七年度を、から平成八年度までの各年度」に改め、同表第二項の表第三十六号及び第三十八号中「平成七年度を、平成八年度」に改め、同表第三十九号中「及び平成七年度を、から平成八年度までの各年度」に改め、同表第四十号の測定単位の種類の欄中「及び平成七年度を、から平成八年度までの各年度」に改め、同号の測定単位の数値の算定の基礎の欄中

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平を
成六年度及び平成七年度の減収額
改める。

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

第十三条第五項の表道府県の項第八号及び第十号中「平成七年度を平成八年度」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十二号中「及び平成七年度を平成八年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第八号及び第十号中「平成七年度を平成八年度」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「及び平成七年度を平成八年度までの各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成八年度分を平成九年度分」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成八年度を平成九年度」に、「第五号を「第六号」に、「三百億円を「千億円」に、「第六号及び第七号を「第七号から第九号まで」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成九年度分の交付税の総額に計算することとされていた額 六百四十億円

附則第四条第七号中「平成八年度を平成九年度」に、「四千八百三十億円を「五千二百五十九億円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「平成七年度を平成八年度」に、「相当する額を相当する額のうち前号に掲げる額以外の額」に、「十一兆六千八百五十七億四千八百九十九千円を「十四兆三千五百二十八億九千八百八十二万九千円」に改め、同号を同条第八号と

し、同条第五号中「平成八年度を平成九年度」に、「十四兆三千五百二十八億九千八百八十二万九千円を「十五兆三千六百九千八百八十二万九千円」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 平成八年度における借入金金の額に相当する額のうち旧法附則第四条の二第二項の規定に基づき平成九年度から平成十八年度までの各年度分の交付税の総額に計算することとされていた額の合算額に相当する額 一兆二百二十五億五千万円

附則第四条第四号中「平成八年度を平成九年度」に、「附則第四条の二第二項を「次条第二項」に、「平成九年度から平成十八年度まで」を平成十年度から平成十九年度まで」に、「一兆二百二十五億五千万円を「一兆九千三百七億五千万円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「前二号を「前三号」に、「四千二百五十三億円を「千億円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成九年度分の交付税の総額に計算することとされていた額のうち千九百六十億円 附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成九年度を平成十年度」に改め、同条第二項中「平成九年度から平成十八年度まで」を「平成十年度から平成十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十年度	千三百三十億円
平成十一年度	千四百五十億円
平成十二年度	千五百九十億円
平成十三年度	千七百五十億円
平成十四年度	千九百二十億円
平成十五年度	二千二百二十億円
平成十六年度	二千三百三十億円
平成十七年度	二千五百七十億円
平成十八年度	二千八百十五億五千万円
平成十九年度	千四百四十二億円

附則第四条の二第三項中「平成九年度から平成二十三年度まで」を「平成十年度から平成二十四年度まで」に、「平成九年度から平成十八年度まで」を「平成十年度から平成十九年度まで」に、「平成十九年度から平成二十三年度まで」を「平成二十年度から平成二十四年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十年度	四千七百九十七億円
平成十一年度	四千八百四十九億円
平成十二年度	五千三百五十四億円
平成十三年度	五千九百七十六億八千万円
平成十四年度	一兆八十六億円
平成十五年度	二兆七百八十七億円
平成十六年度	三兆六十一億円
平成十七年度	三兆三百六十億円
平成十八年度	三兆七百九億円
平成十九年度	四兆七十七億円
平成二十年度	四千七百九十七億円
平成二十一年度	三千九百四十八億円
平成二十二年度	四千三百四十億円
平成二十三年度	三千四百八十七億円
平成二十四年度	二千二百八十七億円
	千五百五十九億円

附則第六条第二項の表中「平成七年度」の下に「及び平成八年度」を加える。別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、一九九、〇〇〇円	
	二 土木費				
	1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二四八、〇〇〇	
	(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、六二一、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三六、〇〇〇	
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	八四五、〇〇〇	
	(1) 経常経費	港灣(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇	
	(2) 投資的経費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、〇三〇	
	3 港灣費	港灣における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇	
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二七〇	
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、〇四〇	
	三 教育費				
	1 小学校費	教職員数	一人につき	五、〇六二、〇〇〇	
	2 中学校費	教職員数	一人につき	四、九七三、〇〇〇	
	3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、五八八、〇〇〇	
道府県	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	六七、七〇〇	
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五四、二〇〇	
	4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	五、三三六、〇〇〇	
	(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	二四七、〇〇〇	
	5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、一五六、〇〇〇	
	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、五〇四、〇〇〇	
	5 その他の教育費	人口	一人につき	四、六〇〇	
	道府県	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	四、七二〇
		2 社会福祉費	人口	一人につき	五、五八〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	五、五八〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、四一〇
		3 衛生費	人口	一人につき	四、九〇〇
		4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	四、八〇〇
		(1) 経常経費	高齢者人口	一人につき	四、六五〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	七五五
5 労働費		人口	一人につき	八、七〇〇	
五 産業経済費					
1 農業行政費		農家数	一戸につき	八、八〇〇	
(1) 経常経費		耕地の面積	一ヘクタールにつき	四、五八〇	
(2) 投資的経費		林野の面積	一ヘクタールにつき	一〇、〇〇〇	
2 林野行政費		林野の面積	一ヘクタールにつき	二、四八〇	
(1) 経常経費		水産業者数	一人につき	九、七〇〇	
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一、七七〇		
3 水産行政費	人口	一人につき	九四六		
(1) 経常経費	人口	一人につき	九八五〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、四一六、〇〇〇		
4 商工行政費	人口	一人につき	四六〇〇		
六 その他の行政費					
1 企画振興費	人口	一人につき	四三七〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、四八四、〇〇〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	九五〇		
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	九五〇		
3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	九五〇		
4 その他の諸費	人口	一人につき	九五〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	九五〇		
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇		
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇		

市町村	八 地方税減収補てん償還費	九 地域財政特例対策償還費	十 臨時財政特例償還費	十一 財源対策償還費	十二 減税補てん償還費	一 消防費 二 土木費 1 道路橋りょう費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 2 港灣費
人口	地方税の減収補てんのため昭和五十八年度から平成三年度までの各年度におきまして、特別に発行された地方債の額	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成三年度までの各年度におきまして、特別に発行された地方債の額	臨時財政特例対策のため昭和六十二年年度から平成三年度までの各年度におきまして、特別に発行された地方債の額	平成六年度から平成八年度までの各年度の財源不足の補てんのため、特別に発行された地方債の額	個人の道府県民税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収の補てんのため、特別に発行された地方債の額	道路の面積 道路の延長
一人につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	平方メートルにつき キロメートルにつき
	六六	八九	八七	四五	四一	一〇、一〇〇円 一一一、〇〇〇 八〇四、〇〇〇

(1) 経常経費	(2) 投資的経費	3 都市計画費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	4 公園費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	5 下水道費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	6 その他の土木費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	三 教育費 (1) 小学校費 (2) 中学校費	2 高等学校費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	3 高等学校費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	4 その他の教育費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費
港灣（漁港を含む）における係留施設の延長	港灣における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長	都市計画区域における人口	都市計画区域における人口	都市計画区域における人口	児童数 学級数 学校数	生徒数 学級数 学校数	教職員数 生徒数 学級数	生徒数 学級数 学校数
一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
三四、七〇〇	九、〇三〇	六、五五〇	一、二九〇	一、四〇〇	一、四八〇	四五、三〇〇	八、九六〇	一、一〇〇	七、四一〇

平成九年三月二十一日 参議院会議録第十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

四 厚生費										五 産業経済費										六 その他の行政費										七 災害復旧費									
1 生活保護費										1 農業行政費										1 企画振興費										八 辺地対策事業債償還費									
2 社会福祉費										(1) 経常経費										(1) 経常経費										九 地方税減収補てん債償還費									
(1) 経常経費										(2) 投資的経費										(2) 投資的経費										十 地域財政特例対策債償還費									
(2) 投資的経費										人口										人口										十一 臨時財政特例債償還費									
3 保健衛生費										農家数										農家数										十二 財源対策債償還費									
4 高齢者保健福祉費										人口										人口										十三 減税補てん債償還費									
人口										農家数										農家数																			
一人につき										一人につき										一人につき																			
五、七四〇										五八、九〇〇										三、九二〇																			
六〇一										四六、二〇〇										一、三三〇																			
三、六四〇										一、一〇〇										九、八八〇																			
																				四、七六〇																			

平成九年三月二十一日 参議院會議録第十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、平成八年度を、「十五兆三千七百五十
四億四千八百九十九千円」を、「十七兆四千四百四十四億四千八百九十九千円」に、「平成八年度分の借入
金限度額」を、「平成九年度分の借入金限度額」に、「平成九年度」を、「平成十年度」に改め、同項の表を
次のように改める。

年 度	控 除 額	
	地方交付税法附則第四条第 五号の額に相当する借入金 限度額に係るもの	そ の 他 の も の
平成十年度	千三百二十億円	五千四百一十二億円
平成十一年度	千四百五十億円	五千六百一十七億円
平成十二年度	千五百九十億円	七千六百九十五億三千八百万円
平成十三年度	千七百五十億円	一兆二百四十二億八千二百八十九万九千円
平成十四年度	千九百一十億円	五千七百四十八億円
平成十五年度	二千一百一十億円	七千五百一十七億円
平成十六年度	二千三百一十億円	七千九百三十一億円
平成十七年度	二千五百一十億円	八千七百二十四億円
平成十八年度	二千八百一十億円	九千五百八十七億円
平成十九年度	三千一百一十億円	一兆五千四百一十億円
平成二十年度	三千四百一十億円	一兆五千八百八十七億円
平成二十一年度	三千七百一十億円	一兆二千七百三十三億六千万円
平成二十二年度	四千一百一十億円	九千九百六十二億四千万円
平成二十三年度	四千五百一十億円	五千三百六十六億五千万円
平成二十四年度	四千九百一十億円	二千三百二十五億円
平成二十五年度	五千三百一十億円	百七十億円
平成二十六年度	五千七百一十億円	千六百三十四億円
平成二十七年	六千一百一十億円	千七百八十八億円
平成二十八年	六千五百一十億円	千七百八十四億円
平成二十九年	六千九百一十億円	千八百六十五億円
平成三十年	七千三百一十億円	千九百四十八億円
平成三十一年	七千七百一十億円	二千二十七億円
平成三十二年	八千一百一十億円	二千二百二十七億円
平成三十三年	八千五百一十億円	二千三百一十三億円
平成三十四年	八千九百一十億円	二千三百一十三億円
平成三十五年	九千三百一十億円	二千四百一十八億円

平成三十三年
平成三十七年度
三千七百二十七億円
三千九百五億円

附則第六条中「平成八年度」を、「平成九年度」に改める。
附則第七条中「平成八年度」を、「平成九年度」に、「及び第三号」を、「から第四号まで」に、「平成九
年度から平成十八年度まで」を、「平成十年度から平成十九年度まで」に、「平成十九年度から平成二十三
年度まで」を、「平成二十年度から平成二十四年度まで」に改め、同条第一号の表を次のように改め
る。

年 度	金 額
平成十年度	千三百二十億円
平成十一年度	千四百五十億円
平成十二年度	千五百九十億円
平成十三年度	千七百五十億円
平成十四年度	千九百一十億円
平成十五年度	二千一百一十億円
平成十六年度	二千三百一十億円
平成十七年度	二千五百一十億円
平成十八年度	二千八百一十億円
平成十九年度	三千一百一十億円

附則第七条第二号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十年度	四千七百九十七億円
平成十一年度	四千八百四十九億円
平成十二年	五千三百五十四億円
平成十三年	五千九百七十六億八千万円
平成十四年度	二千八十八億円
平成十五年度	二千七百八十七億円
平成十六年度	三千六十一億円
平成十七年度	三千三百六十億円
平成十八年度	三千七百九億円
平成十九年度	四千七十七億円
平成二十年	三千九百四十八億円
平成二十一年	四千三百四十億円
平成二十二年	三千四百八十七億円
平成二十三年	三千二百八十七億円
平成二十四年	千五百五十九億円

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「次条第一項」の下に「及び第三十三條の四第一項」を加える。

第三十三條の四を第三十三條の五とし、第三十三條の三の次に次の一条を加える。

(平成九年度における地方債の特例)

第三十三條の四 地方公共団体は、平成九年度に限り、当該地方公共団体の同年度の地方消費税又は地方消費税交付金(地方税法第七十二條の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額及び消費課税相当額(地方税法等改正法附則第十四條第一項の規定により同年度に課与される廃止前の消費課税と相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額が当該地方公共団体の平成十年度以降の各年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として、同法第七十二條の百十五第一項に規定する人口及び従業者数を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とする。

十二條の百十四第一項に規定する消費に相当する額を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とし、市町村にあつては当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として、同法第七十二條の百十五第一項に規定する人口及び従業者数を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び消費課税と消費課税特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び消費課税特別会計法の規定は、平成九年度分の予算から適用する。

(平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第三條の規定による改正後の地方財政法(以下この条において「改正後の地方財政法」という。)第三十三條の四第二項の規定により当該道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費課税と相当する額を加算した額とする。

当額(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第十一号)附則第十四條第一項の規定により同年度に課与される廃止前の消費課税と税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額から地方消費税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあつては改正後の地方財政法第三十三條の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課税と相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月十九日

地方行政委員長 峰崎 直樹

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の

能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができ期間の上限を七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間としようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年三月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十一項を第二十二項とし、第二十項中「第五十一條第一項」の下に「及び前項」を、「第三章第九節」の下に「及び同項」を加え、同項を第二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加える。

(職員が職員団体の役員として専ら従事することができ期間の特例)

20 第五十五條の二の規定の適用については、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十一日 参議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号二部
送料	二二〇〇円
別	〇〇円